

後志地域地域連携保全活動計画

後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に向けて



平成 26 年 3 月

後志地域生物多様性協議会

目次

第1章 計画に関する基本事項

第1節 策定の経緯	2
第2節 計画の対象区域	4
第3節 計画期間	4
第4節 計画の位置づけ	5

第2章 後志地域の生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性について	6
第2節 後志地域の生物多様性の現状	7
第3節 後志地域の生物多様性の課題	35

第3章 後志地域の生物多様性保全に関する基本方針と目標

第1節 後志地域の生物多様性保全に関する基本方針	49
第2節 後志地域の生物多様性保全の目標	54

第4章 後志地域の生物多様性保全に関する活動計画

第1節 活動計画	59
第2節 個別活動計画	69

第5章 計画の推進と役割分担

第1節 推進体制	74
第2節 各主体との役割分担及び連携・協働	74
第3節 取組の達成状況に応じた計画の見直し	75

第 1 章 計画に関する基本事項

第 1 節 策定の経緯

森や川、海などの自然が本来の健全な状態にあることで、私たちは四季を通じておいしい水や空気、農産物や魚介類などの自然の恵みを得ています。身近にある自然は、まさに私たちの命と生活を支える基盤といえる存在です。

（後志地域における人と自然、人と生きものの関係の変化）

後志地域には 3 つの大きな自然公園^{*1}があり、道内でも比較的自然が豊かな地域とされていますが、明治時代以降の開拓や昭和以降の土地改良事業などによって、多くの自然が姿を消しました。特に、湿地については明治時代以降の 1 世紀の間に約 6 割^{*2}が失われたといわれています。また、木材生産のためにカラマツなどによる画一的な植林が行なわれた森林や、農地整備のために土壌改良や排水整備が行なわれた湿地、洪水対策のための護岸や掘削などが行なわれた河川では、そこを生息・生育地としていた野生生物が姿を消しつつあります。

また、自然の恵みを活かした持続的な農林業が行なわれていた地域では、近年の社会情勢の変化などの影響によって農家や林家などの担い手の高齢化や減少が進み、人手が入らずに放置された土地も見られます。人里の生きもののすみかの緩衝帯としても機能してきたこれらの里山環境が失われていくことで、野生生物の行動範囲などが変化し、農林業や日常生活などの場面においてこれまで以上に人と野生生物が遭遇する機会が増えるなど、人と生きものの関係が変化する可能性も指摘されています。

（後志地域生物多様性協議会の設立）

これまで後志地域では、国や北海道、各町村、地域の市民団体や研究者などによって様々な自然環境調査が行なわれていますが、各町村の自然環境の状態やそこに生息・生育する野生生物や外来生物の状況を広域的に調査・整理した事例が少なく、まだ分かっていないことも多くあります。こうしたなか、地域の様々な主体の連携と役割分担に基づいて行う生物多様性保全の取組を支援する生物多様性地域連携促進法^{*3}が制定されました。これを受けて、平成 23 年に後志総合振興局管内の 6 町村及び 1 広域団体^{*4}の行政や市民団体、関係団体などの有志が集まり、後志地域の森－里－川－海の大きなつながりの中で、人と自然との関係の現状や課題、今後のあるべき姿を共有し、町村の枠を超えて広域で連携可能な取組を整理することを目的に後志地域生物多様性協議会を設立しました。平成 25 年度現在、後志地域生物多様性協議会は後志総合振興局管内の 14 町村及び 1 広域団体^{*5}の関係者で構成しています。

（後志地域地域連携保全活動計画の策定）

生物多様性地域連携促進法では、市町村が主体となって地域の生物多様性の保全とその持続的な利用に関する長期計画として地域連携保全活動計画を策定することができるため、後志地

域では後志地域生物多様性協議会が母体となり、平成 23 年度から環境省の支援を受けて 3 か年をかけて策定したのがこの計画です。これまでに全国の約 10 市町村で策定に向けた検討が進められていますが、複数の町村が連携して策定するのは後志地域が全国初となります。(平成 26 年 3 月現在)

この計画は法律に基づいて策定した計画ですが、義務を伴うものではなく、後志地域に関わりのある様々な主体で共有したい考え方や、それぞれの立場において行動に移すことが期待される取組をまとめたものです。計画の策定にあたっては、後志地域における人と自然との関わりについて、景観や生きもの、産業などを中心に現状と課題を抽出しました。また、複数の町村や地域が連携することで、後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生につながる取組のあり方と、各主体の役割分担などについても整理をしました。

計画の実行にあたっては、後志地域の健全な森－里－川－海のつながりを保全する視点から、隣接する石狩地域や胆振地域、檜山地域、渡島地域をはじめ、広範囲を移動する渡り鳥などの生きものの繁殖地や越冬地の保全なども視野に入れた、広域の生物多様性の保全・再生に留意します。

※1 支笏洞爺国立公園 (6.8 km²)、ニセコ積丹小樽海岸国定公園 (190.1 km²)、道立狩場茂津多自然公園 (135.9 km²)。いずれも後志地域の面積です。

出典：後志総合振興局 (2013)「後志の概要 2013」

※2 国土地理院の湖沼湿原調査 (2000 年) によります。同調査は地形図に記載された湿地記号の範囲から面積を計算しています。後志地域では、黒松内町、蘭越町、京極町、共和町、泊村、積丹町、余市町のみ面積の記載があります。

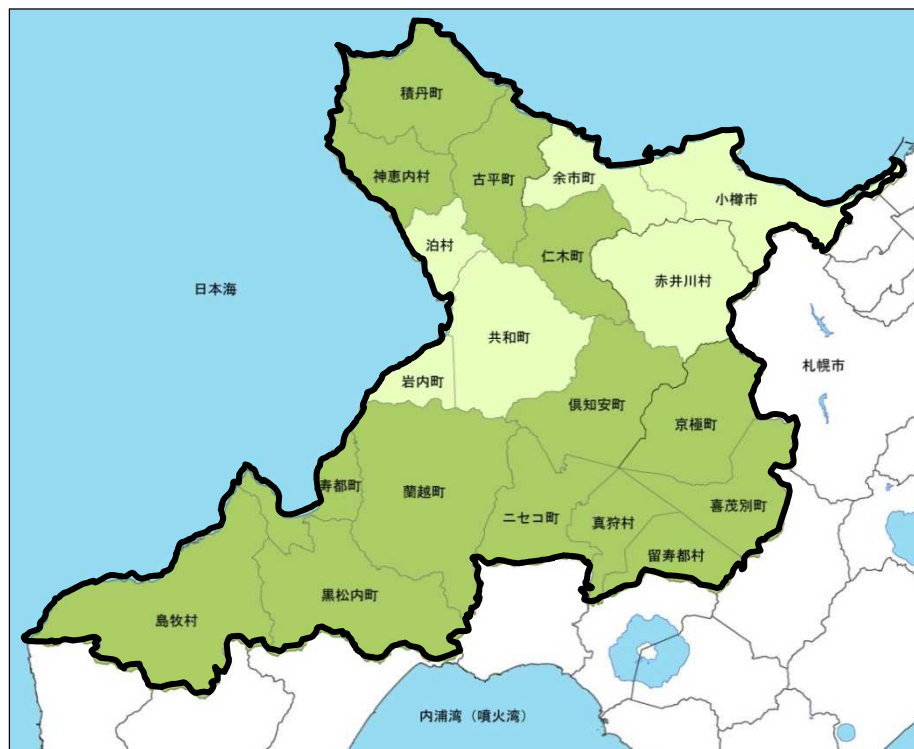
※3 正式な法律の名称は「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で、環境省、国土交通省、農林水産省の 3 省が所管する法律です。

※4 島牧村、寿都町、黒松内町、ニセコ町、喜茂別町、積丹町の 6 町村と 1 広域団体 (オビラメの会)。

※5 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町の 14 町村と 1 広域団体 (オビラメの会)。

第 2 節 計画の対象区域

この計画は後志地域全域（後志総合振興局の管内 20 市町村）を見据えて、14 町村の連携により策定するものです。



対象区域と計画参加自治体（平成 26 年月現在）

※黒い太枠が対象とする区域、濃い緑色が本計画に参画している 14 町村です。

第 3 節 計画期間

後志地域における人と自然、人と生きものの健全なつながりを保全・再生し、自然の恵みに支えられた持続可能な地域を実現するには、地域や分野を越えた広域かつ多様な主体による連携と、一定期間の継続的な取組が必要と考えられます。このため、計画の期間は策定年次（平成 25 年度）から概ね 10 年間（目標年次：平成 35 年度）とします。なお、この計画に基づいて各地域で行う個別活動計画の期間については別途設定します（第 4 章第 2 節を参照）。

第4節 計画の位置づけ

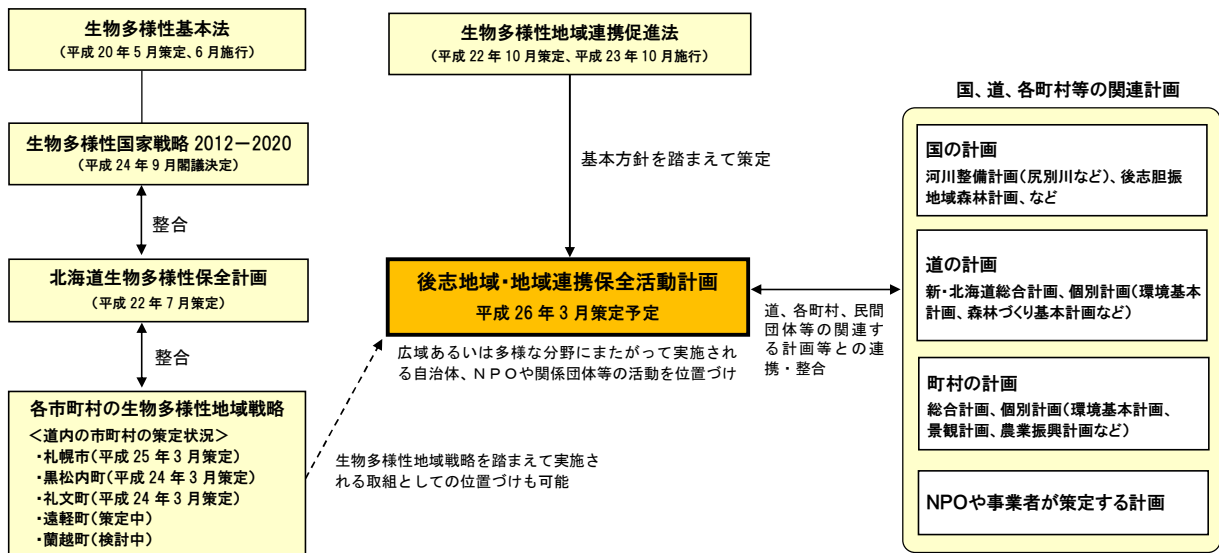
（国の生物多様性地域連携促進法に基づく計画）

後志地域地域連携保全活動計画は、生物多様性地域連携促進法の第4条に基づいて策定する法定計画です。後志地域の森－里－川－海のつながりを健全な状態で保全・再生し、そのことで得られる様々な自然の恵みの持続的な利用を実現するために必要な考え方や目標、目標を達成するための活動などをまとめた、後志地域の生物多様性の保全とその持続可能な利用に関する基本方針です。

（他の関連計画との関係）

この計画は、これまで各町村が個別または近隣の複数町村と連携して行ってきた環境保全の活動を後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生の視点から整理し、後志地域全体で共有したい考え方、目標、活動計画としてまとめたものです。

この計画に基づく活動を行う際には、各町村の既存の条例や個別計画等との整合を取りつつ行うことになります。また、各町村においては、後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生をより効率的・効果的に進めるために、自然環境の保全・再生に関連する条例や計画（総合計画や個別計画）の策定や見直しを行う際に、この計画に掲げた考え方や目標、活動及び活動の成果を反映するように努めることとします。



他の関連計画との関係

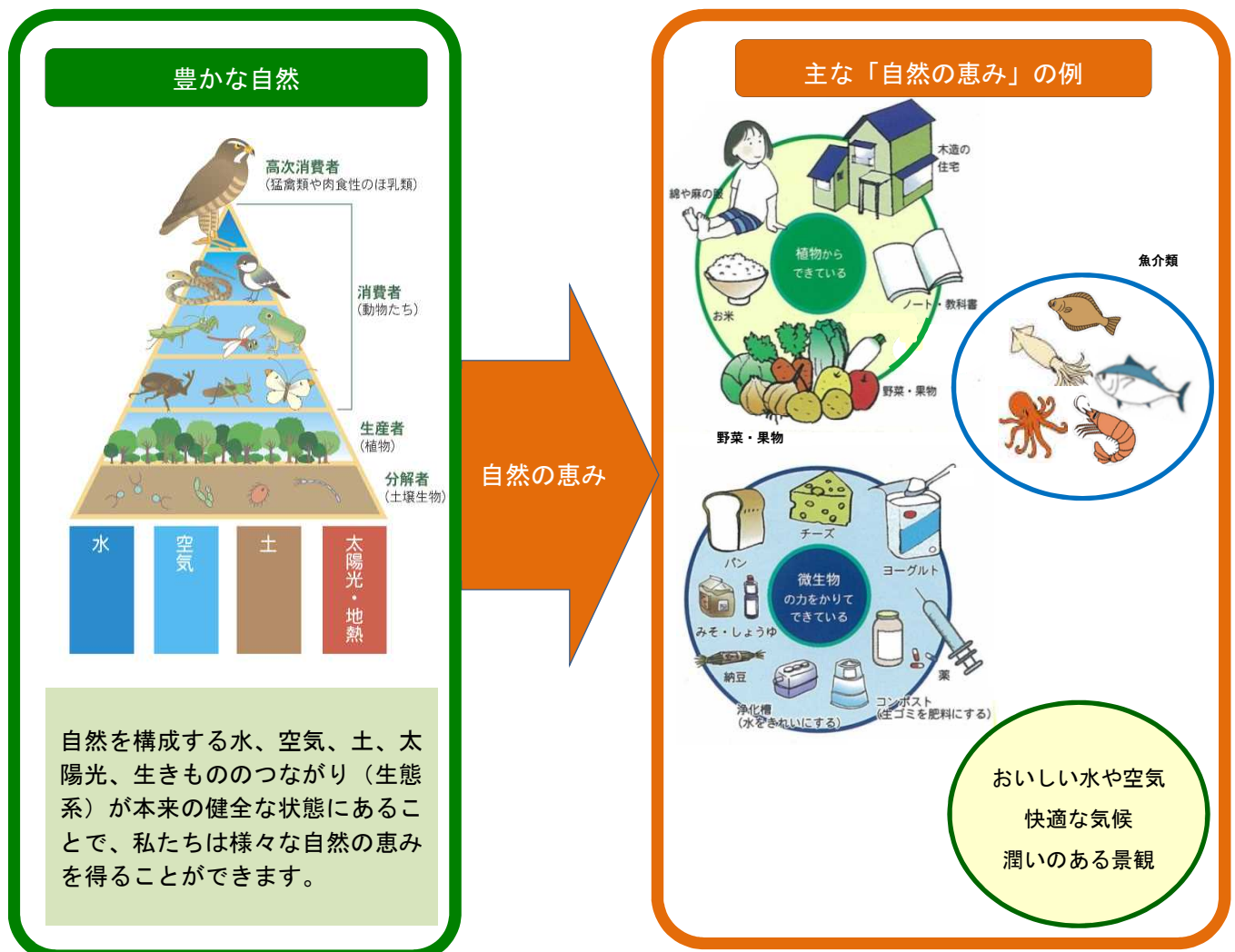
第2章 後志地域の生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性について

私たちがすむ後志地域は、全域の約8割を占める森林をはじめ、蝦夷富士の名のもとに後志地域のシンボルとして広く親しまれている羊蹄山、尻別川や朱太川などの清流、神仙沼湿原や中山湿原、歌才湿原などの湿原、積丹半島から島牧村にかけて変化に富んだ地形が続く海岸などの様々な自然を有しています。

それぞれの自然には様々な生きものがくらし、すみかとなる自然との間で様々な関わりとつながりを持ちながら存在しています。このような、様々な種類の自然や生きものたちの存在と、そこに見られる様々なつながりのことを生物多様性といいます。私たちの生活に欠かすことのできない、きれいな水や空気、四季折々のおいしい食べものや心が安らぐ美しい景色は、生物多様性が健全な状態にあることでもたらされています。

豊かな自然があることで得られる様々な恵み



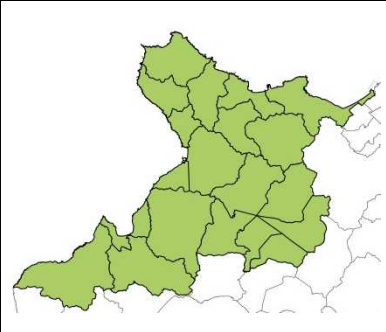
第 2 節 後志地域の生物多様性の現状

2-1 後志地域の生物多様性の特徴

（森－里－川－海のつながりを有する地域）

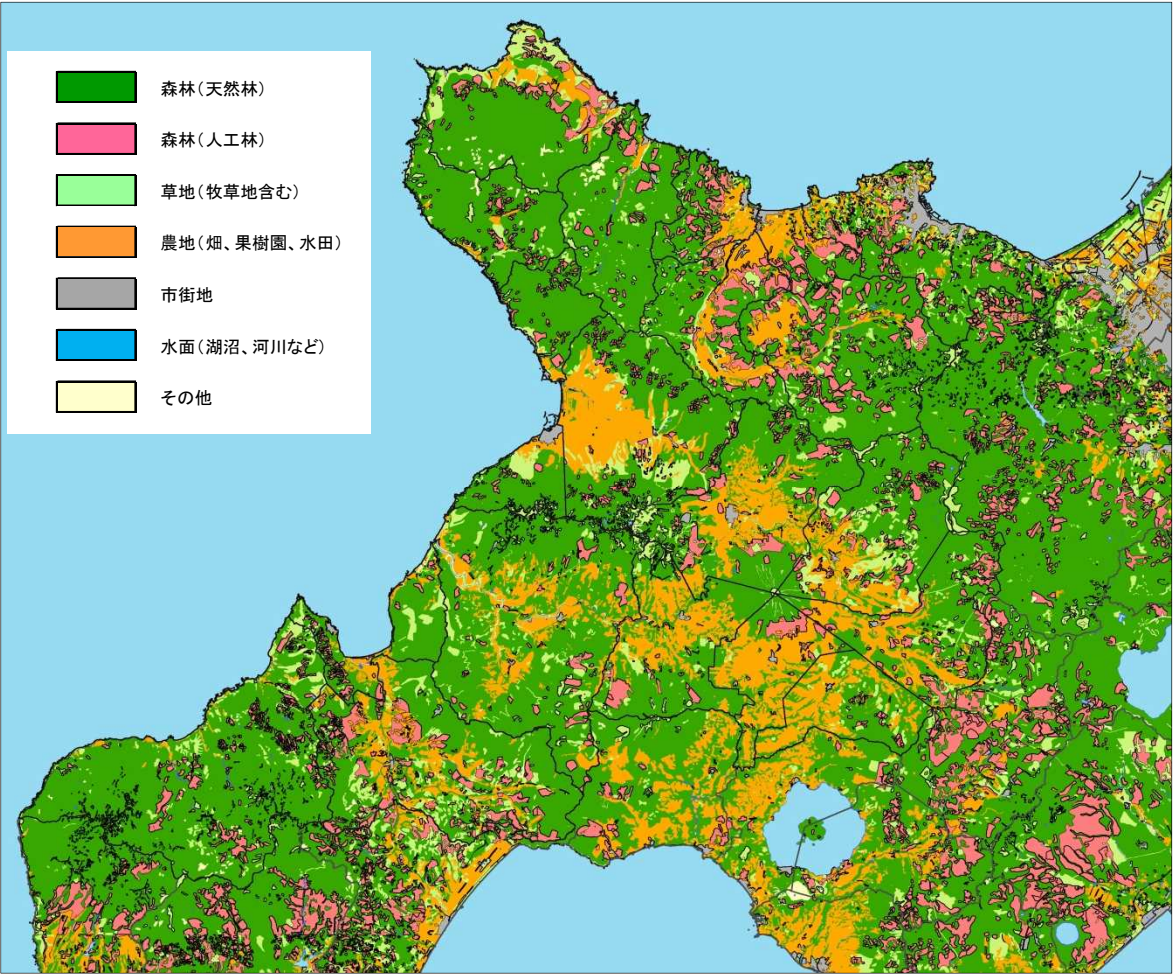
後志地域は総面積（約 43km²）の約 8 割を森林が占めています。また、急峻な崖が続く積丹半島をはじめ、なだらかな地形を有し、山麓に豊富な湧水を抱く羊蹄山、国内最大規模のブナ林が広がる狩場山系など、火山活動によって形づくられた起伏に富んだ地形を見ることができます。山梨県や富山県とほぼ同規模の広さの中に、森（羊蹄山、狩場山など）－里（農地、草原、雑木林など）－川（尻別川や積丹川、朱太川など）－海（日本海）のつながりを見ることができるのが特徴です。

参考 後志地域と同規模の都道府県（面積・人口・市町村数・人口密度）

後志地域（20 市町村）		山梨県		富山県	
					
面積	4,306km ²	面積	4,465 km ²	面積	4,247 km ²
人口	23.8 万人	人口	85.2 万人	人口	107.7 万人
市町村数	20	市町村数	27	市町村数	15
人口密度 (1 km ² あたり)	約 55 人	人口密度 (1 km ² あたり)	約 190 人	人口密度 (1 km ² あたり)	約 254 人

出典：平成 23 年度の北海道、山梨県、富山県の統計資料等をもとに作成

参考 植生図から見た後志地域 20 市町村の土地利用(平成 11 年度)



植生図からみた土地利用

上の図では自然度の高い森林（環境省の植生自然度 9 に相当）を天然林と表記しています。
※植生自然度は、国内の植生を人為的な影響の程度に応じて 10 段階に評価した環境省の基準です。
植生自然度 9 は自然林（極相林またはそれに近い群落構成を示す天然林で、エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区）と位置づけられています。
出典：自然環境保全基礎調査（環境省）、国土数値情報（国土交通省）をもとに作成

後志地域 20 市町村の土地利用（平成 24 年度）

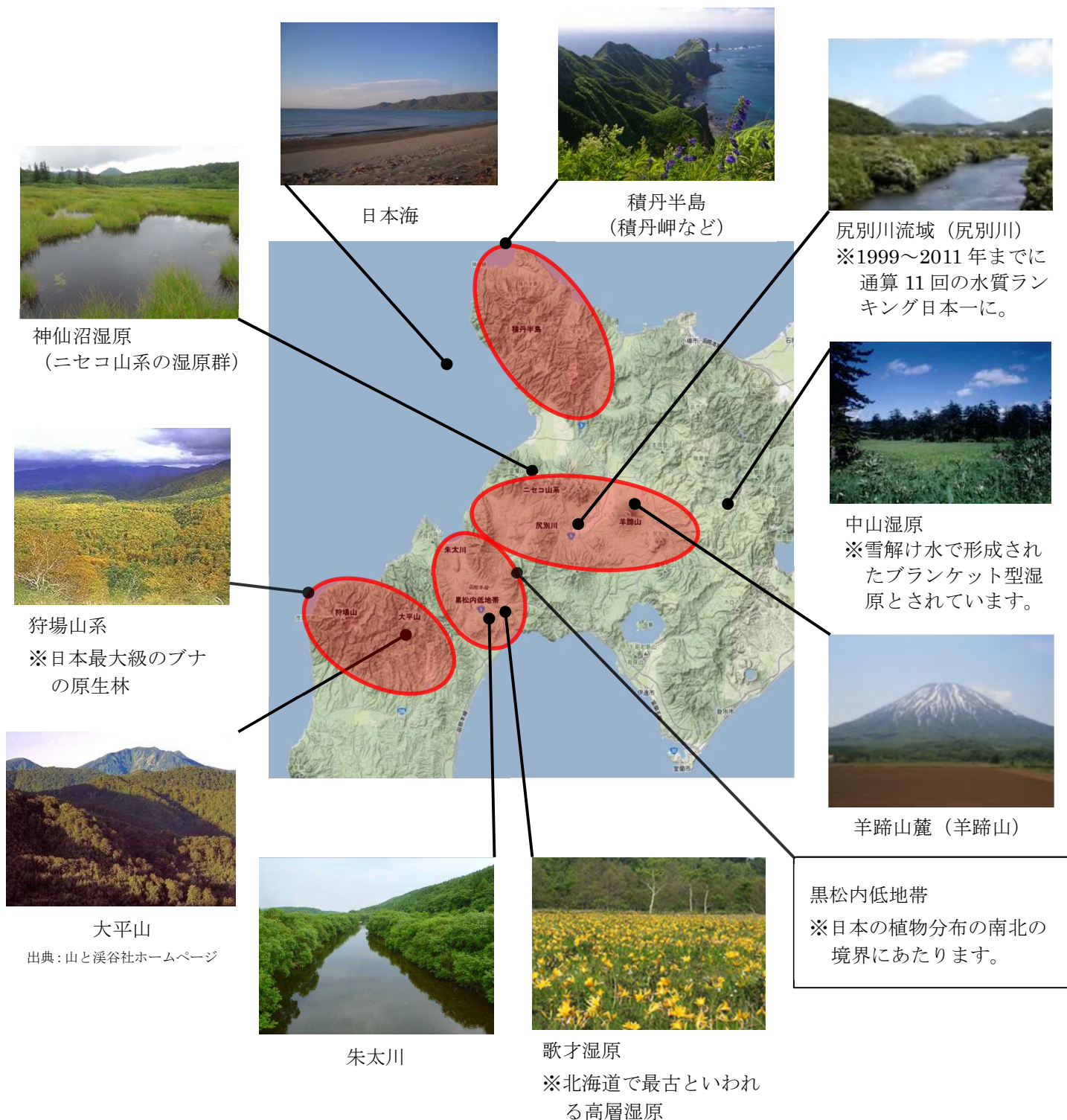
	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
面積(k㎡)	105.05	299.22	52.96	0.01	0.5	1889.97	28.03	440.01	72.22	1417.85	4305.84
後志地域の総面積に占める割合	2.4%	6.9%	1.2%	0.0%	0.0%	43.9%	0.7%	10.2%	1.7%	32.9%	

出典：北海道（2013）平成 25 年度北海道統計書

※地目別面積は土地課税台帳または土地補充課税台帳に登録された土地（固定資産税の評価対象となる土地）の合計値です。「その他」は固定資産税の評価対象外の土地で、殆どが国有林です。

(後志地域の森－里－川－海をつなぐ拠点となる豊かな自然)

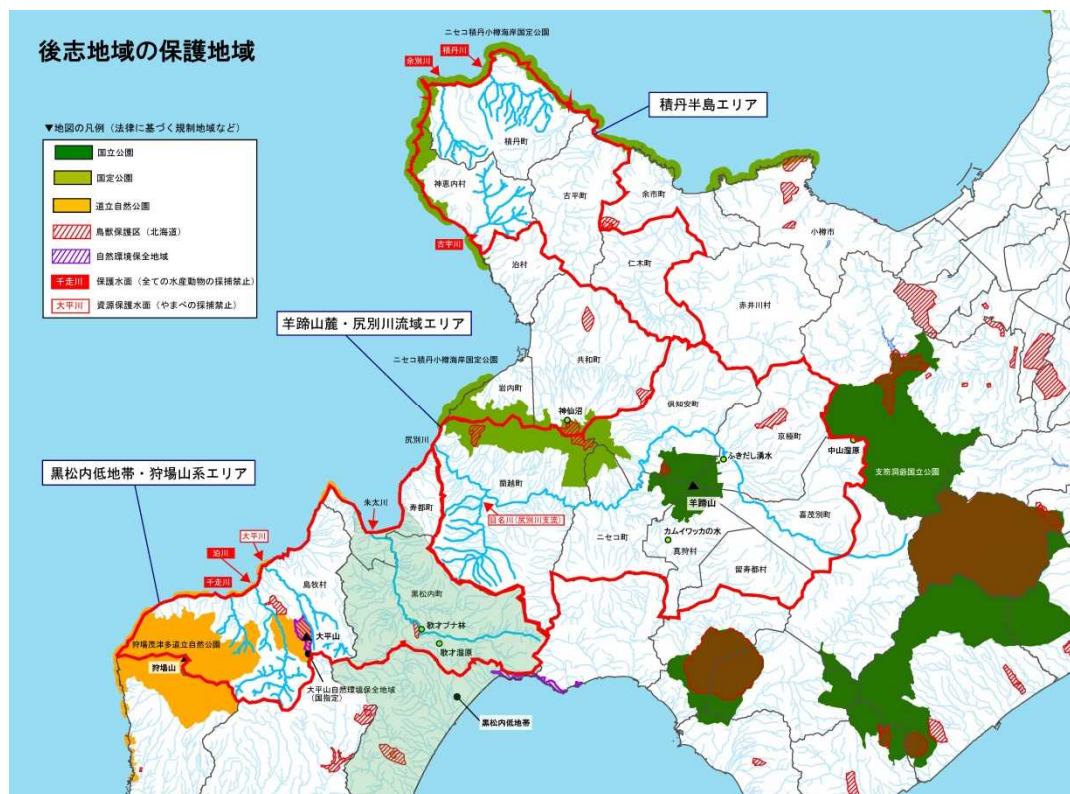
後志地域には羊蹄山やニセコ山系、狩場山系などの山岳地域をはじめ、国内でも屈指の清流・尻別川、本流に人工横断物のない朱太川や余別川などの河川、神仙沼湿原や中山湿原、歌才湿原などの湿原、国内の南北の植物分布の境界に位置する黒松内低地帯などの、後志地域の森－里－川－海をつなぐ拠点的な自然が数多く残されています。



出典：後志総合振興局資料、Google 地形図を加工して作成

(法律や条例に基づいて指定された保護地域や保護対象種を多く有する)

本州の特徴を有する森林帯と北海道の特徴を有する森林帯との境界にあたる黒松内低地帯や、石灰岩地質に特有の高山植物が見られる大平山、国内最大の淡水魚のイトウがすむ尻別川、絶滅危惧種の淡水二枚貝カワシンジュガイがすむ朱太川、日本の渚百選にも選ばれた島武意海岸をはじめ、積丹半島から島牧村にかけて続く日本海には砂浜や礫、磯などの変化に富んだ海岸が見られます。国や道の法律や条例によって保護地域や保護対象種として指定されている自然や生きものも多く、国内でも有数の生物多様性の宝庫といえます。



法律や条例等で保護された主な地域

後志地域の主な自然公園

公 園 名	支笏洞館国立公園	ニセコ積丹小樽海岸国立公園	狩場茂津多道立自然公園
指定年月日	S24. 5. 16	S38. 7. 24	S47. 6. 23
区域面積	99, 473ha	陸域 19, 009ha 海城公園地区 43. 6ha	22, 647ha
後志管内面積	6, 826ha	陸域 19, 009ha 海城公園地区 43. 6ha	13, 586ha
関係市町村 (後志管内)	ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、 倶知安町	蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、泊 村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町、小樽市	島牧村、寿都町

出典：後志総合振興局資料

(多くの生きものの分布の境界にあたる地域)

長万部町から寿都町にかけて南北に続く黒松内低地帯は、本州と北海道の植物分布の境界にあたることから、この地域を国内の自生地の南限や北限とする植物が見られます。ほかにも、

この地域を南限とするオショロコマやイトウなど、生きものの生息・生育環境が変化する境界にあたる地域として重要な地域といえます。

参考

後志地域を南限・北限とする主な生きもの



センニンソウ
(生息地の北限：蘭越町)



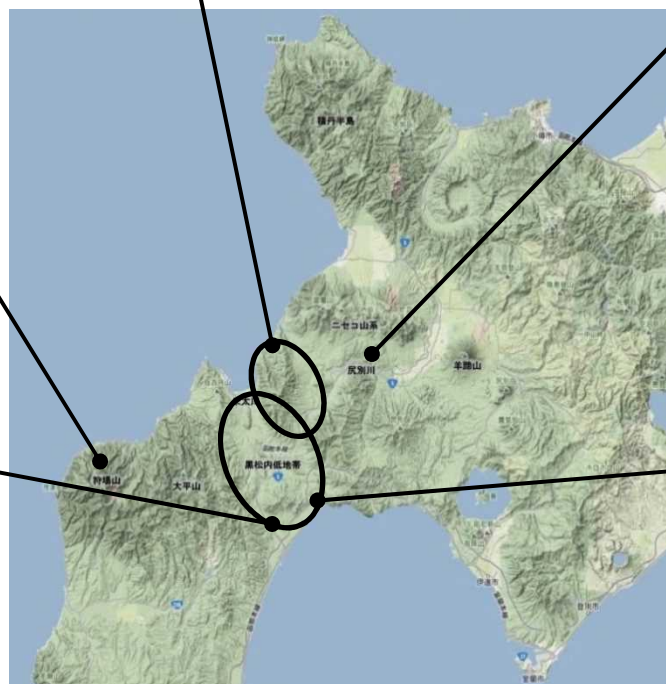
オショロコマ
(生息地の南限)



イトウ
(生息地の南限)
出典: オビラメの会ホームページ



ブナ
(自生地¹の北限)



エゾマツ
(自生地)の南限

出典：後志総合振興局資料、Google 地形図を加工して作成

(地球規模の環境変化の観測が可能な地域)

複数の生きものの生息・生育地の分布の北限・南限にあたる後志地域は、近年、地球規模で問題となっている温暖化などによる気候変動の推移や、それに伴う環境変化を把握することができる地域として学術的にも貴重といえます。

2-2 自然環境の現状

1 森林

(1)概況

（後志地域の総面積の約 8 割を占める森林）

後志地域の森林は総面積の 77.4%を占め、そのうちの約 8 割が天然林です。所有者別に見ると国有林が最も多く（48.9%）、次いで私有林（34.7%）、道有林（10.8%）、市町村林（5.6%）となっており、良好な森林を保全・再生するうえで、国と個人や企業等の連携・協力が不可欠となっています。樹種別の蓄積では、広葉樹ではカンバ類が最も多く（広葉樹全体の 28.5%）、針葉樹ではトドマツ（針葉樹全体の 48.5%）、カラマツ類（同 45%）が全体の約 9 割を占めています。

後志地域の森林面積

土地総面積 (k m ²)	森林面積合計 (k m ²)	内訳 (k m ²)			
		天然林	人工林	無立木地	その他
4,305.8	3,335.7	2,523.8 (76%)	609.1 (18%)	50.7 (1%)	152.1 (5%)

後志地域の森林面積（所有者別）

森林面積合計 (k m ²)	内訳 (k m ²) と森林全体に占める割合 (%)			
	国有林	道有林	市町村林	私有林
3,335.7	1,629.5 (48.9%)	361.4 (10.8%)	188.1 (5.6%)	1,156.6 (34.7%)

後志地域の森林蓄積（樹種別）

広葉樹合計 (千 m ³)	内訳 (千 m ³)									
	カンバ類	カエデ	ナラ類	シナノキ	ブナ	ニレ	ハリギリ	タモ類	カツラ	その他
21,975	6,276	3,306	2,800	1,796	1,325	492	400	235	20	5,326

針葉樹合計 (千 m ³)	内訳 (千 m ³)					
	トドマツ	カラマツ類	エゾマツ	アカエゾマツ	スギ	その他
9,534	4,628	4,340	194	164	3	205

※百分率は小数点 2 桁以下を四捨五入して表示しています。

出典：北海道（2013）平成 23 年度北海道林業統計

（保安林の指定）

後志地域の森林のうち、森林法に基づいて保安林の指定をうけた森林は 620 箇所計 2,327.7km² となっており、後志地域の全森林面積の約 70%を占めています。

保安林に指定された森林の所有者別の内訳は国有林が 72%、道有林 18%、市町村有林 4%、私有林等 6%となっています。国有林の約 98%が保安林に指定されています。保安林の指定区分の内訳は水源かん養保安林が約 90%と最も多く、次いで土砂流出防備保安林が約 11%、保健保安林が約 6%となっています。

※保安林の指定区分には、1 箇所の森林に対して複数の保安林指定が重複指定されているものが含まれます。

出典：北海道（2013）平成 23 年度北海道林業統計

（保護林の指定）

原生的な森林や希少動植物が生息・生育する森林の保護を目的に、原則としてそのままの状態で保全する森林として、林野庁が保護林の指定を行なった国有林が 10 箇所（計 12.4 km²）あります。そのうち、林木遺伝資源保存林が 5 箇所（計 5km²）、植物群落が 5 箇所（計 7.4 km²）となっています。

類似の制度として北海道が指定する保護林があります。これは希少性や特異性を有し、生態的な観察を通じて学術研究や施業の参考となる道有林を対象に設定するもので、後志地域では 4 箇所（計 5.4 km²）の保護林が設定されています。

出典：北海道（2013）平成 23 年度北海道林業統計

（北の魚つきの森の指定）

北海道では、豊かな海を育む上流の溪流環境の保全を目的に、魚つき林や溪畔林の整備・保全、魚道等の整備など、森と海のつながりに配慮した活動を進める森林を「北の魚つきの森」として認定しています。後志地域では、蘭越町全域（45 km²）を「北の魚つき林」に位置づけて、蘭越町や漁業協同組合、森林組合、農業協同組合、土地改良区など 19 団体・機関の連携により「蘭越町北の魚つきの森推進協議会」を設置し、多様な主体の連携による植樹や管理、普及啓発事業などが行われています。

出典：北海道（2013）平成 23 年度北海道林業統計

（森林施業の状況）

平成 23 年度は 41.2 km² の森林で伐採が行われました。内訳は市町村林・私有林が 62%、国有林が 31%、道有林が 7%です。伐採方法は間伐が 90%、皆伐が 9%、択伐が 1%となっています。また、伐採した材積 153 千 m³ のうち針葉樹は 63%、広葉樹は 37%となっています。

出典：北海道（2013）平成 23 年度北海道林業統計

(2)森林の保全に関する活動

後志地域では様々な主体の連携による森林の保全活動が行われています。

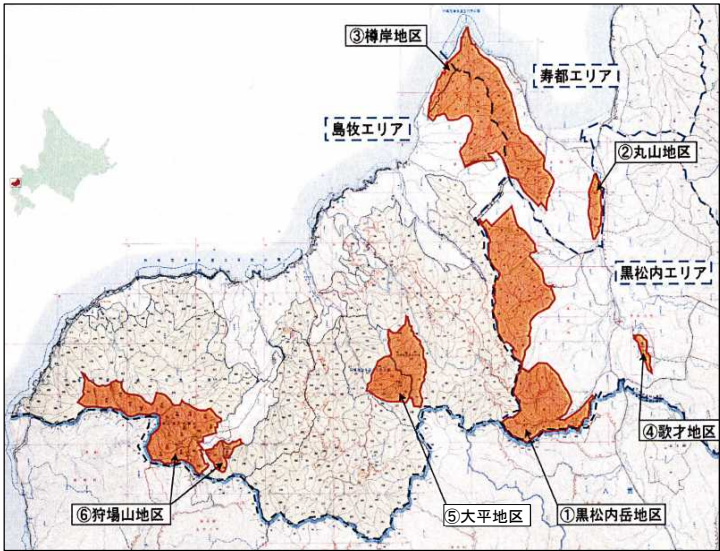
■林野庁が事業主体の取組

①北限のブナ復元プロジェクト

〔事業主体〕 林野庁北海道森林管理局 後志森林管理署
〔連携機関等〕 黒松内町、学識経験者 等

林野庁後志森林管理署では、平成 19 年度から管内 3 地域（島牧村、黒松内町、寿都町）の国有林において、過去の伐採等で林相が変化した森林や森林散策等の利用圧により影響を受けた植生などをブナが優占する本来の健全な森林に誘導することを目的とした「北限のブナ復元プロジェクト」を黒松内町等との連携により進めています。

北限のブナ復元プロジェクトの実施箇所



エリア区分	黒松内エリア		寿都エリア		島牧エリア
面積	4,008ヘクタール		1,875ヘクタール		32,933ヘクタール
細区分	黒松内岳地区	歌才地区	丸山地区	樽岸地区	狩場山地区
特徴	黒松内岳周囲のエリア。ブナ復元事業取組の重点地区	天然記念物に指定されているエリア	単木的にブナが存在するトドマツ人工林エリア	日本海に面し、風害跡地の多いエリア	ブナ保護林が存在するエリア

出典：後志森林管理署資料

②大平山希少植物保護管理事業

〔事業主体〕 林野庁北海道森林管理局 後志森林管理署
〔連携機関等〕 環境省、北海道、島牧村、市民団体（エコ島牧） 等

※関係団体による協議会「大平山高山植物保護対策協議会」を組織し、保護対策などを検討・実施しています。

島牧村にある大平山（標高 1,290m）に生育するオオヒラウスユキソウ等をはじめとする石灰岩性の希少植物の生育環境が、盗掘や外来植物の侵入などによって脅かされていることから、平成 14 年度から島牧村や地域の市民団体との連携により協議会を組織して、森林の保護に取り組んでいます。



大平山（左）と盗掘防止パトロール（右）

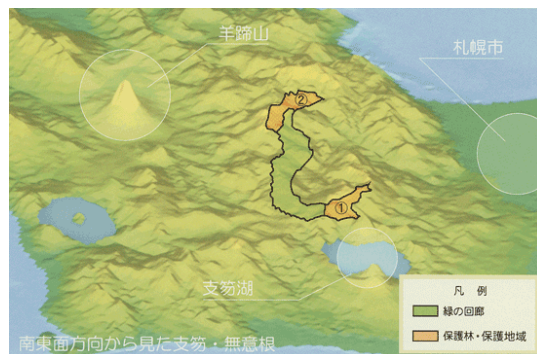
出典：北海道森林管理局 WEB サイト

③支笏・無意根緑の回廊

〔事業主体〕 林野庁北海道森林管理局 後志森林管理署

原生的な森林や希少動植物がすむ森林の保護を目的に設定された保護林をつなげ、動植物の移動経路（コリドー）として保全する「緑の回廊」事業が、平成 13 年度より支笏湖周辺の国有林で行われています。

- （距離） 約 30km
- （面積） 約 70 km²
- （所在地） 京極町、喜茂別町、伊達市、札幌市、千歳市、恵庭市



支笏・無意根緑の回廊

出典：北海道森林管理局 WEB サイト

④後志地域市町村林政連絡会議の設置・開催（林野庁と町村との連携）

後志森林管理署が所管する国有林がある島牧村、寿都町、黒松内町、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村の 11 町村で構成する後志地域市町村林政連絡会議が設置され、主に森林・林業・木材産業の政策に関する意見交換などが行われています。

■道や市町村が事業主体の取組

①昆布川のもりづくり活動

〔事業主体〕 北海道後志総合振興局（森林室）
 〔連携機関等〕 蘭越町、市民団体（NPO らんこしコラボレーション）、
 関係団体（社団法人 北海道治山林道協会 後志支部）地域住民

蘭越町の昆布川流域では、道と NPO、地域住民等との連携により、水源かん養と温暖化防止などを目的とした森づくりが行われています。

②げんきの森

〔事業主体〕 各市町村
 〔連携機関等〕 NPO、森林組合、企業、漁業者 等

北海道では平成 17 年度から、子ども達の自然体験や環境学習などの場として森林を保全・整備する「もりの学校推進事業」をスタートしており、後志地域でも同事業に基づいてこれまでに 10 町村に「げんきの森」が設置され、地域の子ども達による植樹活動や体験学習などが行われています。

設置町村名	主な活動内容
島牧村	「森・川・海づくり」植樹会の開催 など
寿都町	「寿都の海を裕にする植樹祭」の開催 など
黒松内町	「水辺の森」植樹祭の開催 など
倶知安町	「百年の森」における自然観察会の開催 など
喜茂別町	植樹祭の開催 など
京極町	「げんきの森」における植樹会、自然観察会等の開催 など
積丹町	余別川の自然観察会の開催 など
神恵内村	森林公園 998 におけるウォークラリーの開催 など
泊村	カブトラインパークにおける「健康増進・森づくり植樹」の開催 など
余市町	株式会社ローソンとの連携による「自然観察の森」植樹祭の開催 など



京極町の「げんきの森」における自然観察会の様子

出典：北海道森林管理局 WEB サイト

■漁業者や企業等が主体の取組

①お魚殖やす植樹運動

〔事業主体〕 東しゃこたん漁業協同組合、古宇郡漁業協同組合 等

昭和 63 年に北海道漁業協同組合婦人部協議会の「お魚を殖やす運動」の活動をきっかけに始まった漁業関係者による森づくりが、東しゃこたん漁業協同組合、古宇郡漁業協同組合などで行われています。



東しゃこたん漁業協同組合による植樹活動
出典：北海道漁業協同組合連合会 WEB サイト

②島牧村「森・川・海づくり」植樹会

〔事業主体〕 島牧漁業協同組合、後志森林管理署、後志総合振興局、島牧小学校、南しりべし森林組合 等

村内を流れる千走川上流の賀老地区において、土砂流出の緩和と、栄養塩の供給等を目的に平成 19 年から林野庁、道、地域の漁業協同組合、森林組合、小学校等の連携による森づくりが行なわれています。



森・川・海づくり植樹会の様子
出典：北海道森林管理局 WEB サイト

③JT の森積丹

〔事業主体〕 日本たばこ産業株式会社（JT）

〔連携機関等〕 積丹町、地域住民、専門家（環境コンサルタント等）

積丹町有林 350ha を対象に、JT の社員と積丹町、地域住民との連携により、カラマツ林の除間伐や混交林化のほか、薪炭に利用した伐採跡などに成立した二次林の保育のほか、森づくりの担い手となる人材育成などの活動を平成 22 年度から 10 年間の予定で行っています。この活動は、企業と森林所有者との連携による森づくりを支援する北海道の「企業の森林づくり活動」としても位置づけられています。



JT の森 積丹での植樹活動
出典：積丹町 WEB サイト

④コープ未来の森

〔事業主体〕 生活協同組合コープさっぽろ

〔連携機関等〕 喜茂別町、後志総合振興局、ようてい森林組合など

喜茂別町と生活協同組合コープさっぽろは、北海道の「ほっかいどう企業の森林づくり」の制度を活用して、町内の尻別地区の1.2haの森林に平成24年から5年間をかけてミズナラなど広葉樹の森を育てる取組を行っています。



コープ未来の森における植樹活動

出典：生活協同組合コープさっぽろプレスリリース

■森林認証制度の活用

SGEC森林認証の活用

生物多様性に配慮した持続可能な森林管理を行う森林や事業者を認証するしくみの一つであるSGEC（一般社団法人 緑の循環認証会議）の森林認証を受けて持続的な森林管理を行っている森林があります。（事業主体は「ようてい水源の森づくり推進協議会」、対象地域は民間の林業会社の所有林2,339ha）

コラム - GISを活用して地域の自然の状態を知る -

後志地域では、明治以降の開拓や農地整備などによって原生林の大規模な伐採や、湿地の埋め立てが行なわれましたが、現在でも、積丹半島の山間部や島牧村周辺には、後志地域本来の自然林が残されています。

森林や河川などの面積は、北海道統計書に記載された情報によって推移を把握できますが、分布の変化を把握することは困難です。そこで最近では、地形図や航空写真などから土地利用の変化を把握する方法が用いられることが増えています。その際に、自然の状態を把握する基準として用いられることが多いのが環境省の植生自然度です。植生自然度は、開発行為によって自然がどの程度変化したかを、植生の状態に応じて 10 区分に分類したものです。概ね 5 年おきに行われる環境省の自然環境保全基礎調査の結果を踏まえて情報が更新されています。地形図や航空写真から読み取った情報と植生自然度などの情報をコンピュータ上で組み合わせるしくみ（地理情報システム／GIS：Geographic Information Systems）を活用することで、効率的に状況把握や課題抽出ができるため、様々な主体との調整が必要な場面などにおける合意形成のツールとして GIS で整理した地図情報が活用されることが増えています。

後志地域における GIS を活用した情報整理は、森林、河川、農地などの分野で国や道、各市町村が部分的に行なったものがあります。本計画に基づいて活動を検討・実施する際の基礎情報として活用できるように、関連する環境情報を地図上で統合・見える化し、様々な主体が使いやすいシステムとして整理していくことも重要です。

後志地域の植生自然度



※第4回自然環境保全基礎調査（1990～1993年、環境省）をもとに作成されたもの

出典：WEBサイト「GISでみる北海道」

植生自然度の区分と基準

自然植生度	区分	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林(自然林に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原(背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原(背の低い草原)	シバ群落等の低い草原
3	農耕地(樹園地)	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地(水田・畑)	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地・造成地	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：環境省（1988～1992）「第 4 回環境省自然環境保全基礎調査」

※高山ハイデ … ツツジ科の植物を中心に高さ 5～10cm ほどのカーペット状に広がる低木群落のこと。

※上記の植生自然度は、国内の植生自然度の分類として環境省が整理したものであるため、地域によっては殆ど存在しない、または存在しない植生（後志地域におけるクヌギ・コナラ群落等）も含まれます。

2 河川・湿地

(1)概況

後志地域には、河川法に基づいて国が管理する一級河川が 1 水系（尻別川水系）、道が管理する二級河川が 55 河川、そのほかに市町村が管理する準用河川などがあります。また、河川法に基づかない市町村所管の普通河川があります。

後志地域の主な河川



出典：北海道開発局資料

(河川整備計画に基づく川づくり)

河川法に基づいて管理されている一級河川及び二級河川では、水系ごとに河川管理のあり方が河川整備基本方針として、また、河川整備基本方針に基づいて行われる具体的な河川整備の内容が河川整備計画としてまとめられています。これまでに後志地域では 12 水系で河川整備基本方針が、3 水系で河川整備計画が策定されています。

平成 9 年の河川法の改正において、河川管理の目的として新たに「河川環境の整備と保全」が掲げられたことを受けて、河川整備基本方針や河川整備計画のなかに自然環境の保全に関する方針などが掲げられています。

後志地域における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況

水系	水系名	対象範囲	流域に含まれる市町村	策定期期	
				河川整備基本方針	河川整備計画
一級水系	尻別川水系	国管理区間	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、伊達市、豊浦町	平成20年3月	平成22年4月
二級水系	歌島川水系	北海道管理区間	島牧村	平成13年5月	(未作成)
	折川水系				(未作成)
	ホンベツ川水系				(未作成)
	泊川水系			平成13年8月	(未作成)
	床丹川水系			平成15年3月	(未作成)
	堀株川水系		共和町	平成21年4月	平成21年9月
	美国川水系		積丹町	平成13年5月	平成21年9月
	スツチ川水系		余市町	平成23年6月	(未作成)
	簗部川水系			平成16年5月	(未作成)
	余市川水系		赤井川村、仁木町、余市町、小樽市	平成19年4月	(未作成)
	勝納川水系		小樽市	平成13年5月	(未作成)

出典：北海道開発局資料をもとに作成

（国内でも貴重な高層湿原が点在）

後志地域には、歌才湿原（黒松内町）や神仙沼湿原（ニセコ町）などに見られる、泥炭が大量に蓄積されてできた高層湿原が点在しています。湿原は、周辺の自然環境や地下水の影響を受けやすいため、湿原の周辺地域も含めた保全策を検討していく必要があります。

保全のための地域指定としては、神仙沼湿原がニセコ積丹小樽海岸国定公園、国の鳥獣保護区（いずれも環境省）に指定されているほか、京極湿原が支笏洞爺国立公園、植物群落保護林（林野庁）に指定されています。このほか4つの湿原が環境省の「日本の重要湿地 500」に選定されています。



神仙沼湿原

■後志地域の「日本の重要湿地 500」

- ・後志山地湿原群（中山湿原・京極湿原・大蛇ヶ原湿原 等／京極町、札幌市）
- ・ニセコ連山の湿地群（神仙沼湿原・パンケ目国内湿原 等／倶知安町、ニセコ町、蘭越町）
- ・歌才湿原（黒松内町）
- ・泊村盆地区地先沿岸

（道の湿原保全マスタープランに基づく湿原保全）

湿原の保全に関しては、北海道内の湿原の恒久的な保全を目的に向けた計画として、北海道湿原保全マスタープランが平成6年に策定されており、このプランを踏まえた保全対策が進められています。

(2)河川環境の保全に関する活動

後志地域の河川環境の保全に関する活動としては、以下のような取組が行われています。

■積丹川の再生（瀬と淵の再生）

〔事業主体〕 北海道（道立林業試験場、道立水産孵化場など）

平成 8 年に、積丹町を流れる積丹川においてサクラマスやシロザケの産卵環境の再生を目的に、河床の洗掘を防ぐ目的で設置されたコンクリート製の横断構造物（床固め）を撤去し、木製構造物を使った瀬や淵の再生、ヤナギを用いた護岸整備、広葉樹の植栽による河畔林の再生が行われました。10 年が経過し、水際にはヤナギの河畔林が創出され、木製構造物によって瀬や淵などの多様な環境が形成されました。



〔写真左〕改修中の積丹川（平成 8 年）、〔写真中〕3 年後の同じ場所、〔写真右〕11 年後の同じ区間

出典：北海道立林業試験場、北海道立水産孵化場（2009）「生き物の生息に配慮した河畔環境の再生」

■地域の NGO との連携による川の再生（魚道の設置）

〔事業主体〕 北海道（後志総合振興局農村振興課）

〔連携機関等〕 NGO（オビラメの会）、漁業協同組合、地域住民など

尻別川水系の倶登山地区を流れる倶登山川、倶登山 3 号川では、過去の河川改修で設置されたコンクリート構造物（落差工）がイトウやサクラマス、アメマスなどの魚類や水生生物の移動の障壁となっていました。そこで、道と地域の NGO（オビラメの会）の連携のもとに環境配慮検討会が設置され、魚が遡上できる川づくりのあり方を検討し、その結果を踏まえて平成 19～23 年度にかけて 5 基の落差工に魚道を設置しました。その結果、平成 22～23 年にかけて、倶登山地区では約 20 年ぶりにイトウの自然繁殖が確認されました。さらに平成 24 年には尻別川産の野生イトウを父母とする人工孵化イトウの人工採卵と授精に世界で初めて成功し、そのうちの少なくとも 1 ペアが親魚となって自力で放流した河川に戻り、正常な産卵行動を行うなどの大きな成果を上げています。



第 3 号魚道の整備前〔写真左〕と整備後〔写真右〕

出典：北海道後志総合振興局 WEB サイト

(3)水環境の保全に関する取組(水源地域の保全)

(条例に基づく地下水保全)

後志地域では、全国の市町村に先駆けてニセコ町が平成 23 年に水道水源保護条例と地下水保全条例を策定し、水源地域の保全と持続的な地下水利用についてのしくみを整備しています。

北海道では、水資源の持続的な利用と水源地域の適正な土地利用などを目的に、平成 24 年に北海道水資源の保全に関する条例を策定し、同条例に基づいて指定した水資源保全地域において土地売買を行う場合の事前申告制度などが定められました。平成 25 年 10 月現在、この条例に基づいて道内 48 町村 130 地域が水資源保全地域に指定されており、後志地域では 13 町村 49 地域※が指定されています。

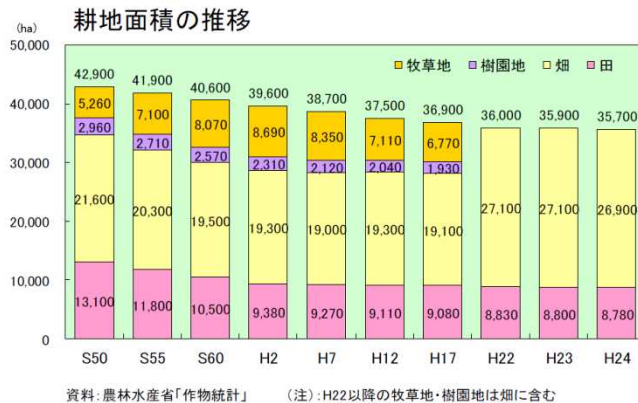
※各町村の指定地域数は、島牧村 1、黒松内町 17、蘭越町 1、ニセコ町 12、真狩村 2、喜茂別町 3、京極町 1、倶知安町 3、岩内町 1、泊村 1、赤井川村 1、小樽市 2。

3 農地

(1)概況

(約40年間で農地が約2割減少)

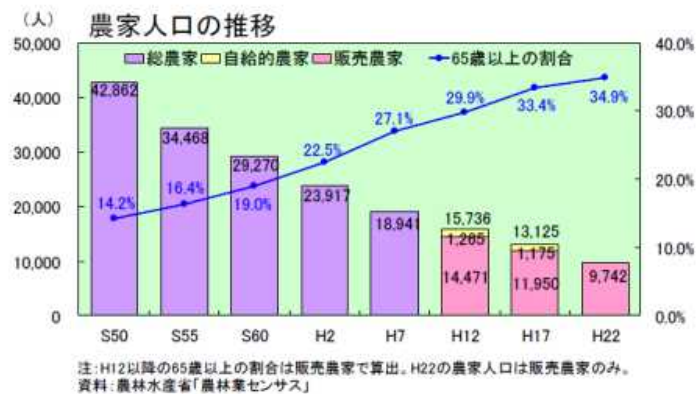
平成24年度末現在の後志地域の耕地面積は約357km²(後志地域の総面積の約8%)あり、畑地が269km²、田が87.8km²となっています。耕地面積は減少傾向にあり、1975年以降の約30年間で約70km²減少し、現在も微減傾向にあります。



出典：北海道後志総合振興局（2013）「後志の農業 2013」

(農家人口の減少と高齢化)

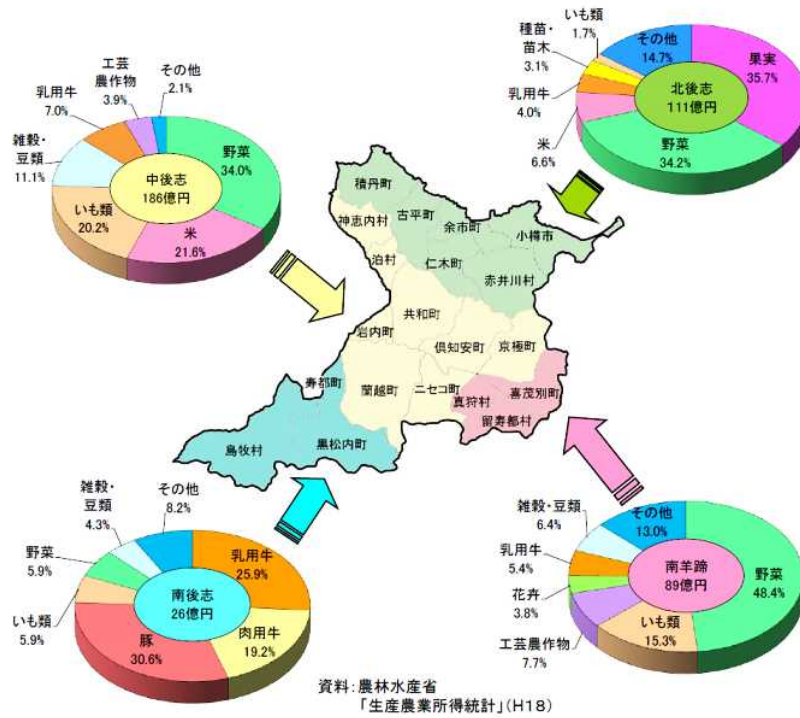
平成22年末現在、農家人口は9,742人(後志地域の全人口の約4%)ですが、この30年ほどの間に3分の1以下に大幅に減少し、65歳以上の農家が占める割合が30%を超えています。



出典：北海道後志総合振興局（2013）「後志の農業 2013」

後志地域の農業産出額は、平成6年の523億円をピークに減少傾向にあり、平成18年は412億円となっています。主な農産物を作付面積別に見ると、生食用ばれいしょ(作付面積：4,267ha)、ぶどう(同：746ha)、メロン(同：361ha)、りんご(同：323ha)、さくらんぼ(同：314ha)、食用ゆり(同：48ha)などがあげられます。

後志地域の農産物の産出状況（金額ベース）



出典：北海道後志総合振興局（2013）「後志の農業 2013」

(2)農地における環境保全の取組

(魚道の設置等による川の連続性の回復)

農地における環境保全の取組として、農業用水の取水や用水路の整備によって河川に落差が生じた箇所には魚道を設置し、魚類の遡上環境の回復を図る取組などが国や道、市町村の農村整備事業などで行われています。

尻別川流域では、地域の市民団体「オビラメの会」が中心となり、事業主体の道や地元の町村などと連携を取り、イトウをはじめとする水生生物の移動に配慮した川づくりが行なわれています。



尻別川支流倶登山川の農業用落差工に設置された魚道
(倶知安町)

出典：北海道後志総合振興局（2011）「後志の農業 2011」

(農林水産省の農地・水保全管理支払交付金を活用した環境保全の取組)

平成 19 年度から、農地や農地周辺で行われる環境改善の活動に支援を行う農林水産省の農地・水保全管理支払交付金（旧 農地・水・環境保全向上対策）が創設され、後志地域の農地においても環境保全に関する活動が始まりつつあります。

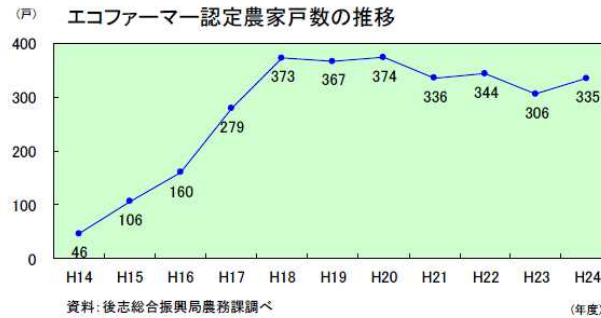
(北のクリーン農産物表示制度「YES! Clean 表示制度」)

北海道では、化学肥料や農薬の使用量の削減、畜産のふん尿等を活用した有機質の堆肥の利用による循環型の農業の推進を目的に、一定の基準を満たした農産物を生産する団体を登録するしくみ「北のクリーン農産物表示制度（YES! Clean 表示制度）」を運用しています。平成 25 年度末現在、後志地域で同制度に登録されている農業生産団体は 29 集団、登録作物数はアスパラガスや馬鈴薯など 20 品目になります。農薬や化学肥料の使用量を削減し、有機質の堆肥等を用いた土づくりなどの取組が進められています。

(エコファーマー制度)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づいて、土づくりや減農薬、減化学肥料などの環境に優しい農業に取り組む農業者を各都道府県知事が「エコファーマー」として認定する制度が創設され、後志地域では平成 25 年末現在で計 335 戸※の農家が認定されています。

※内訳は蘭越町 3 戸、ニセコ町 19 戸、真狩村 62 戸、留寿都村 81 戸、喜茂別町 1 戸、京極町 5 戸、倶知安町 21 戸、積丹町 1 戸、仁木町 15 戸、余市町 120 戸、赤井川村 7 戸。



出典：北海道後志総合振興局（2013）「後志の農業 2013」

（有機農産物の日本農林規格／有機 J A S）

有機農産物の日本農林規格（JAS）は、「種まきをするより 2 年以上前から農薬や化学合成肥料を原則として使わない、遺伝子組換えの種を使わない」などの生産方法を定めた基準です。この規格に沿って農産物の生産が行われていることを、登録認定機関が個別に認定を行い、認定マーク（有機 JAS マーク）が付与されます。後志地域では、平成 25 年現在で計 16 業者※が有機農産物認定事業者として認定されています。

※町村別の認定事業者数は真狩村 2、喜茂別町 3、共和町 2、積丹町 1、仁木町 3、赤井川村 5。

（認証制度を活用した地産地消の推進）

その他の取組として、道産の原料を一定以上利用・加工して生産された食品の認定を通じて道内産の食材の消費を進める道産食品独自認証制度（きらりつぶ）や道産食品登録制度、道産食材を利用したメニューを提供する飲食店を認定する「北のめぐみ愛食レストラン」の取組などがあります。後志地域では 46 の宿泊施設や飲食店が、北のめぐみ愛食レストランに認定されています（平成 25 年 12 月現在）。このほか、各市町村の学校給食における地域産食材の利用促進などの取組も行われています。

4 沿岸域

(2)沿岸域における環境保全の取組

後志地域では主に積丹町、神恵内村、寿都町の沿岸において、漁業関係者等を中心に水産資源の保護と良好な沿岸環境の再生を目的とする海の再生に関する取組が行われています。

(環境・生態系保全活動支援事業)

寿都町、神恵内村、積丹町の沿岸部では、水産資源の保護や沿岸の健全な自然環境の保全・回復を目的とする「環境・生態系保全活動支援事業」（水産庁）が漁業関係者を中心に行われています。

事業区分	事業主体	事業実施箇所	事業量	事業費 円	国費等 円	備 考
環境・生態系保全活動支援事業	美国・美しい海づくり協議会	積丹町地先	計画・モニタリング 食害生物の除去 栄養塩類の供給 母藻の設置	5,853,146	5,853,146	計画年次 H21～H25
	余別・海HUGくみたい	積丹町余別 来岸地先	計画・モニタリング ウニの密度管理 海藻の種苗投入 海域における植林	4,153,127	4,153,127	計画年次 H22～H26
	神恵内の海を守る会	神恵内村地先	計画・モニタリング 母藻の設置 海藻の種苗生産 海藻の種苗投入	6,400,000	6,400,000	計画年次 H21～H25
	寿都の海を豊かにする会	寿都町地先	計画・モニタリング 栄養塩の供給 流域における植林 ウニの密度管理	6,441,227	6,441,227	計画年次 H21～H25

事業区分	事業主体	事業内容	事業費 円	国費等 円	備 考
環境・生態系保全活動支援事業（推進活動支援事業）	積丹町	事務費補助 (定額)	169,505	169,505	
	神恵内村		165,473	165,473	
	寿都町		173,673	170,000	

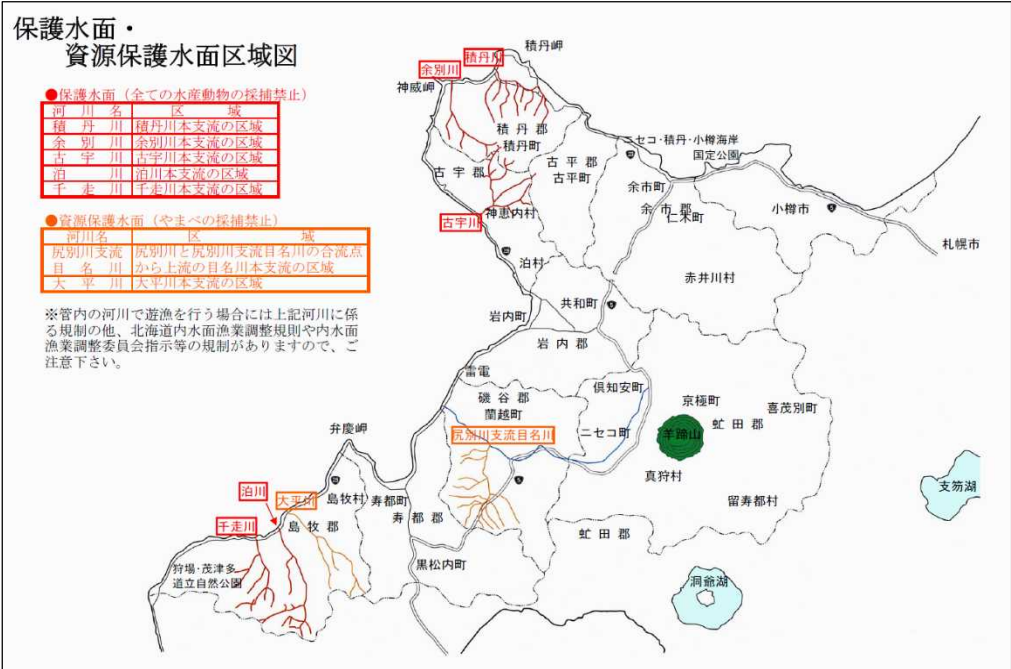
出典：北海道後志総合振興局（2011）「平成23年後志総合振興局管内水産統計資料」

(地域マリンビジョンの策定)

全国の水産資源の供給基地である北海道の豊かな海を守り育て、将来にわたって水産資源を持続的に利用するための水産業と漁村の将来像を掲げた「北海道マリンビジョン21」が平成16年に北海道開発局によって策定されました。これを受けて、道内の各地域で地域版のマリンビジョンの策定が始まり、後志地域では、寿都地域（平成18年）、積丹地域（平成19年）、古平地域（平成19年）でマリンビジョン計画が策定されました。各地域では現在、地域の観光や文化、教育などの多様な分野との連携をとりながら、地域の海産資源のブランド化を含めて、豊かな海の再生に向けた取組が行われています。

（保護水面・資源保護水面の設定）

後志地域の河川のうち、水産資源の保護を目的として、5 河川で保護水面（全ての水産動物の採捕禁止）の採捕禁止）が、2 河川で資源保護水面（やまべの採捕禁止）が設定されています。保護河川における魚類の生息状況を継続して調査することで、人為的な影響や自然状態での繁殖状況などの基礎的なデータを得られることが期待されます。



出典：北海道後志総合振興局（2011）「平成 23 年後志総合振興局管内水産統計資料」

後志地域の河川に設置された魚道

（平成24年度末現在）

（魚道の設置による上下流の連続性の回復）

海と河川を行き来する回遊性の魚類の移動経路を確保し、良好な生息環境の保全・回復を図ることを目的に、後志地域の河川には 60 箇所の魚道が設置されています。

尻別川流域や島牧村では、既設魚道の設置効果を把握するための調査が行われており、より効果の高い魚道の整備も含めた、生きものの生息・生育に配慮した川づくりが行われています。

市町村名	水系	河川名	設置箇所	設置数
古平町	沖村川		砂防ダム	1
			落差工	5
	古平川		落差工	1
積丹町	美国川	積丹川	砂防ダム	1
	積丹川	積丹川	落差工	4
		ウエンド川	治山ダム	2
神恵内村	古宇川	古宇川	治山ダム	1
		小川	治山ダム	2
		トーマル川	砂防ダム	1
			治山ダム	1
倶知安町	尻別川	倶知安山川	落差工	4
		クトサン3号川		1
蘭越町	尻別川	オサンナイ川	落差工	5
		パンケ目国内川	砂防ダム	1
			頭首工	1
			落差工	1
		パンケ目国内川	砂防ダム	1
			落差工	11
		下賀老川(目名川支流)	砂防ダム	1
			治山ダム	3
		貝殿沢川(目名川支流)	治山ダム	2
黒松内町	朱太川	黒松内川	頭首工	1
			砂防ダム	1
			落差工	1
			落差工	4
島牧村	折川		頭首工	1
	太平川		砂防ダム	1
	九助川(千走川水系)		谷止工	1

5 自然環境や生きものに関する情報

（後志地域の環境情報）

後志地域の野生動植物に関する情報については、これまでに主に以下の調査による記録があるほか、各町村が発行している町村史や、公共事業や民間開発事業に伴う環境調査報告書等で記載されたものがありますが、後志地域全体を網羅する形で動植物の情報が整理されたものは殆どありません。

分野等	調査名・文献名	対象地域	実施主体	備考
全般	自然環境保全基礎調査	後志地域全域	環境省	概ね5年に1回、動植物の調査を実施
河川・湿地	河川水辺の国勢調査	尻別川ほか、主要な2級河川	国土交通省	
	身近な水環境の一斉調査	尻別川、目名川等	全国水環境マップ実行委員会	概ね年1回実施。水質、水生生物の調査。市民参加型の調査のため、調査地点に偏りあり。
	ガンカモ類の生息調査	（小樽市内3か所）	環境省	年1回、ガン・カモ類を対象に個体数調査を実施。調査地点は北海道が調整。
農地	田んぼの生きもの調査	水田及び周辺の用排水路	農林水産省、JA等	概ね年1回実施。調査者がいる箇所のみ情報あり。
里地・里山	モニタリングサイト1000	蘭越町名駒地域	市民団体	全国の里地・里山を100年間かけてモニタリングする調査。一般公募により同地区がサイトに選定され、蘭越自然探検隊が調査を実施。
水質	各町村が行う水質調査	各町村の主要河川、取水地など	各町村	町村によって実施地点・実施回数異なる。

本計画に基づいて生物多様性保全に関する活動を行う際には、生きものの生息・生育に関する情報は、対象となる地域の現状や課題の把握や、効果的な活動を実施する観点からも重要な基礎情報となります。また、活動の内容が生物多様性の保全・再生に貢献する内容であったかどうかを検証する際にも、生きものの生息・分布情報を通じて、その場所や地域の自然の状態をよりの確に把握することができます。

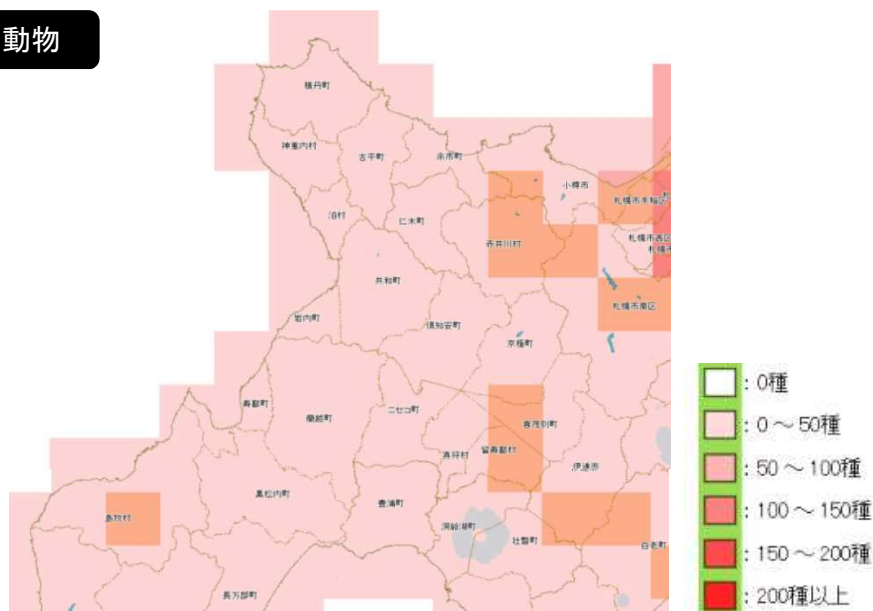
（「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の施行）

北海道では、持続可能な社会の実現に向けた人と基本方針を「北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年7月施行）」として制定し、同条例に基づいて希少種の保護や外来種の防除に関する施策が検討・実施されています。現在、保護または防除の対象となる種の選定についての検討が進められています。

コラム ー後志地域で確認された動植物の種数ー

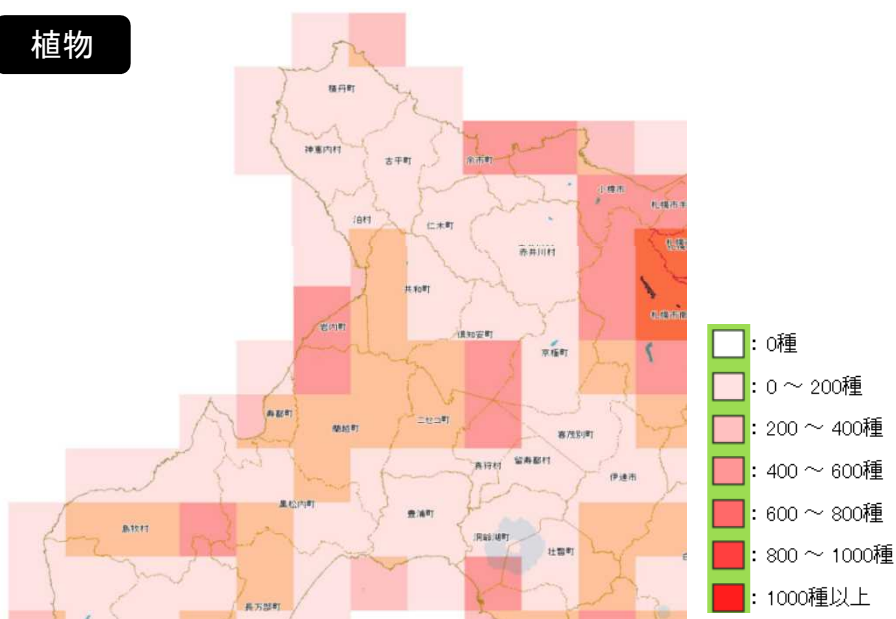
以下の図は、過去に環境省が全国を対象に実施する自然環境基礎調査で確認された動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類）の分布情報を10km四方のメッシュに区切って、1つのメッシュ内で確認された種数を表したものです。後志全体の情報を大まかに把握する際の参考にはなりますが、実際に各町村や地域で活動を行う際には、より細かいスケールで生息・分布情報を整理しておくことで、具体的で効果的な対策を検討・実施することが可能になります。

動物



出典：WEB サイト「GIS でみる北海道」

植物



出典：WEB サイト「GIS でみる北海道」

コラム ―自然の豊かさをはかる指標生物―

自然の状態を知る際に、対象となる地域の生態系の上位に位置し、多様で広範な自然をすみかとする生きものの生息状況（繁殖状況）を把握する方法があります。生態系の上位に位置する生きものがその場所で生息できるということは、その生きものの生息を支えられるだけの豊かな自然や健全な生態系がその地域にあるという考え方に基づいています。後志地域の「生きものの指標」としては、森林であればヒグマやワシ・タカ類、クマゲラなど、河川であればイトウやサケ、アユなどが考えられます。

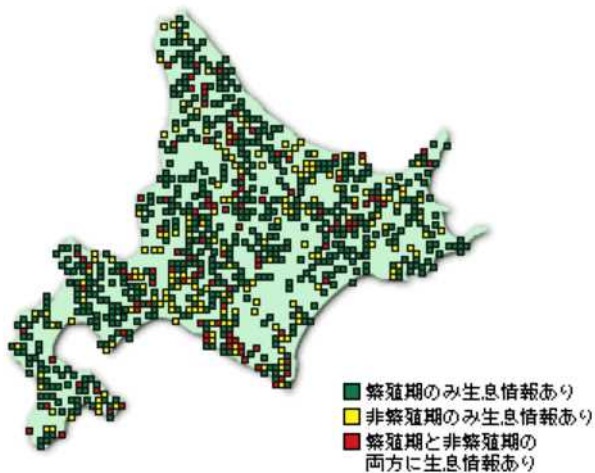
クマゲラ



クマゲラは北海道に生息する森林性の鳥類です。国の天然記念物に指定されており、国のレッドデータブックでは、絶滅のおそれのある生きもの（指定ランクは絶滅危惧Ⅱ類）に指定され、優先的に保護すべき種とされています。

北海道では、都市部や広い湿原を除いてほぼ全域に分布し、後志地域でも確認事例があります。繁殖時期にあたる毎年3月から8月には、主に渡島半島南東部、夕張山系、大雪山系、阿寒湖周辺、知床半島で確認されています。

生息分布



出典：北海道 自然環境課資料

第3節 後志地域の生物多様性の課題

後志地域の豊かな自然は私達に様々な恵みをもたらしていますが、その一方で、豊かに見える森や川も実は、原生林が伐採された後に植林された人工林や、改修工事によって落差が発生し、魚をはじめとする水生生物が行き来できない構造になった河川など、本来の健全な姿を失っていることが少なくありません。

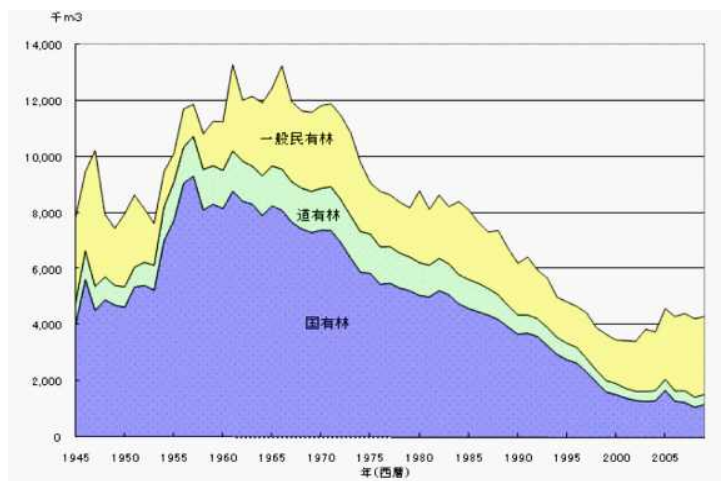
豊かな自然が失われた最大の原因は、自然を過剰に利用し続けてきた私たち人間の生活のあり方にあります。本節では、後志地域の生物多様性を脅かしている主な原因を整理します。

3-1 豊かな自然環境の減少

(1)大規模な森林伐採

北海道では、明治時代以降の入植や製材・製紙、鉱山開発、昭和30年代以降の拡大造林政策などにより、原生林の伐採が相次いで行われてきました。かつてブナをはじめとする広葉樹の森林が広がっていたとされる島牧村や寿都町、黒松内町一帯は、現在では狩場山系にまとまった面積のブナ林があるほかは、数ha～数十ha規模のブナやミズナラの広葉樹林が点在している状況です。

森林伐採量の推移（所有者別）



出典：北海道庁資料



自然林の消失

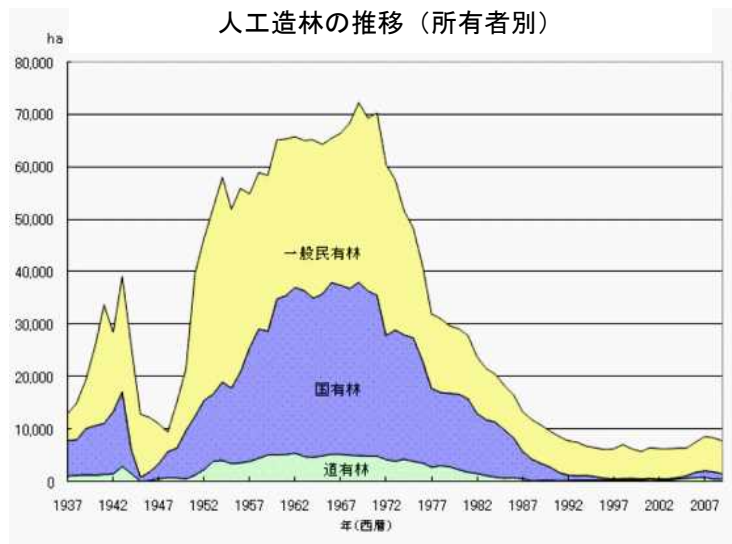
広葉樹が伐採された事例（写真上）

単一樹種で構成された防風林（写真下）

（拡大造林による人工林の増加）

昭和20年代以降、戦後復興のために国内の木材需要が急増しました。しかし、戦中の乱伐などにより、急増した需要に供給が十分に追いつかず、木材不足による価格高騰が続いていました。事態の解消に向けて、主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などを、成長の

早い針葉樹中心の人工林に置き換える拡大造林政策が進められました。北海道でも、原生林や里山の広葉樹林が伐採され、その代わりに、成長が比較的早く経済的な価値が高いとされるカラマツやトドマツなどの針葉樹が植林されました。その後、昭和39年に木材が自由化されると、価格の安い外国の木材に押される形で、国内産の木材需要が減少していきました。また、林業経営が厳しさを増すなか、担い手の減少や高齢化によって十分に管理が行なわれず、放置される森林も見られるようになっていきます。



出典：北海道庁資料

(2)河川改修などによる自然の水辺の減少

(河川改修等による落差の発生と水際の自然の消失)

治水や利水目的で整備されたダムや堰の設置により、上流からの土砂供給や、川の上下流方向に移動する魚類や水生生物の移動が妨げられるケースが見られます。また、河川改修などによって急勾配の傾斜のコンクリート護岸が整備されたために、川の流れが直線化し、水際にあった湿地や小さな流れなどが失われ、変化に乏しい単調な水辺に置き換わるなどの水辺環境が変化した箇所も見られます。



川の連続性が分断された箇所

堰堤の設置により、上下流方向の移動が分断された箇所（写真左）

護岸の整備により、川の流れに対して横断方向の移動が分断された箇所（写真右）

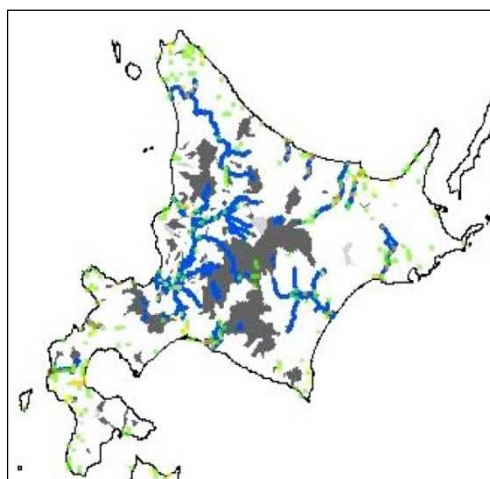


農地周辺における自然の水辺の消失

垂直護岸によりカエルなどの生きものの移動が分断された例（写真左）

長い距離が直線化され、魚の卵や稚魚のとどまる場所が消失した例（写真右）

出典：いずれも北海道庁資料



河川改修による魚類の移動経路の分断

左図の薄灰色、濃灰色は、河川改修により、上下流方向の移動が分断された箇所を示す。

環境省（2011）平成23年度生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務報告書

(3) 湿地の減少

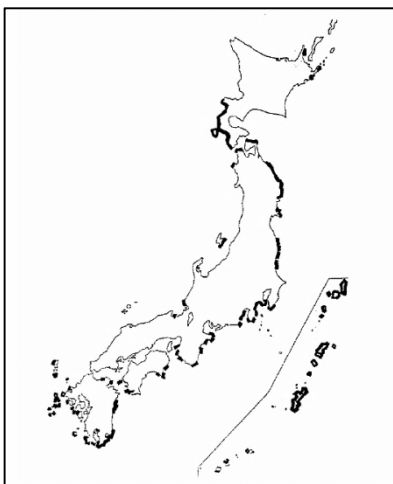
(開拓や農地による良好な湿地の消失)

この100年ほどの間に、後志地域では開拓や農地整備などによって急速に湿地が失われています。国内の湿地の変遷について調査した国土地理院の湖沼湿原調査（平成12年）では、後志地域の20市町村のうち7町村の湿地面積のデータが公表されていますが、それによると過去100年間で全体の約3割に相当する約81haの湿地が失われたとされています。この調査では、地形図上で判読できなかった湿地が除外されていることから、実際に消失した湿地面積はさらに大きかったと想定されます。

(4) 藻場の減少と磯焼けの発生

(積丹半島沿岸域を中心とする藻場の減少)

積丹半島の西側から渡島半島にかけての日本海の浅海域において、上流側の土地利用の変化にともなう栄養塩の流入量の減少等により、藻場（主にコンブ類）が激減する磯焼けが見られます。昆布類の減少により、ウニや魚介類の稚魚の生息環境が失われ、沿岸の漁業資源が減少するなどの影響がでています。



（上写真）コンブなどの海藻の群落が激減した積丹半島の海

出典：神恵内村資料

（左図）日本の沿岸における磯焼けの発生状況

出典：谷口(1998)

3-2 生きものの変化

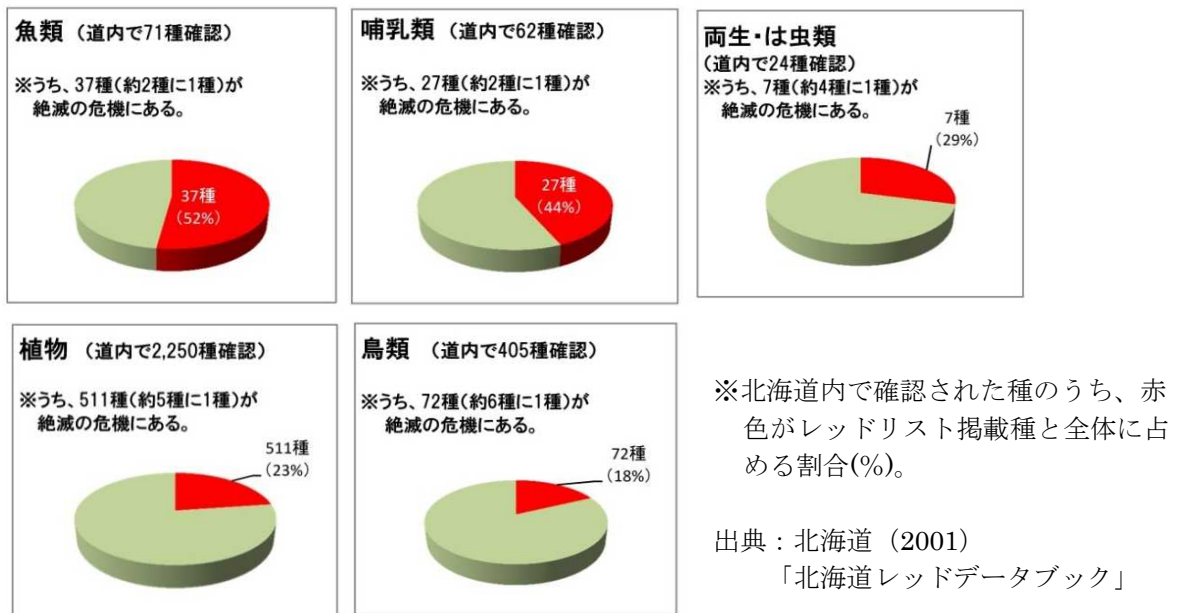
(1) 野生生物の種の減少

(絶滅の危機にある野生生物)

天然林の減少や河川改修などにより、野生の生きもののすみかとなる豊かな自然が失われた結果、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。後志地域（小樽市を除く 19 町村）ではこれまでに鳥類 15 種、両生類 1 種、魚類 14 種、昆虫類 4 種、植物 89 種のレッドデータブック掲載種が確認されています。

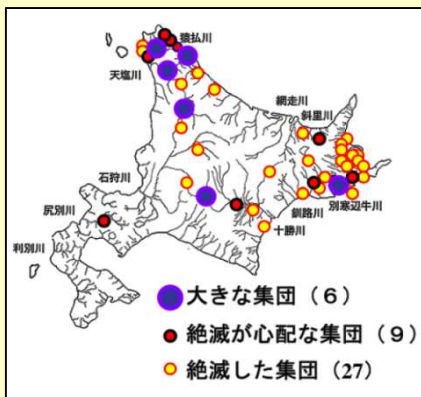
後志地域では、町村単位で網羅的に自然環境調査を行った町村は殆どなく、既存の情報を共有するしくみがないため、野生生物の生息・生育状況については十分に把握ができていない面があります。より効果的に保護対策を進めるうえで、生息・生育地の状況も含めたより広域を対象とした野生生物調査と関連情報の共有が求められます。

絶滅の危機にある北海道の野生生物



絶滅の危機にある尻別川流域のイトウ

1970年代と比較したイトウの分布と資源状況（2007年現在）



全国でも有数の清流とされる尻別川ですが、流域の砂防工事や河川改修が進められた結果、魚類の行き来ができない落差のある箇所が増えました。流域を自生地の南限とする国内最大の淡水魚イトウは、餌場や産卵場所を失い、危機的な状態にあります。後志地域の水辺の生物多様性の象徴として、生息環境も含めて早急に保護が必要な種の一つです。

出典：北海道立総合研究機構水産研究本部
中央水産試験場資料(2008)

(2)外来種の分布の拡大

(人為的な影響による外来種の分布拡大)

もともと後志地域や日本国内にはいなかった生きもので、人為的（飼育や栽培、釣りなどの目的による意図的な持ち込み、人の立ち入りや樹木の植栽などの意図しない入り込み等）に持ち込まれた外来種が定着し、分布を拡大しつつあります。また近年では、カブトムシのように、もともと北海道には生息していなかった生きもの（国内移入種）が、ペットや園芸資材の腐葉土に幼虫が紛れ込む等の形で持ち込まれて野生化している例も見られます。

外来種や移入種が分布を広げていくことで、もともと後志地域に生息・生育していた在来種が食べられたり、すみかとなる場所が奪われる、在来種と交配することで遺伝子の攪乱が起こるなどの影響が懸念されます。

外来種については、後志地域（小樽市を除く 19 町村）ではこれまでに哺乳類 3 種、鳥類 2 種、魚類 6 種、貝類 1 種、昆虫類 7 種、植物 229 種が確認されています。そのうち、国の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に指定された特定外来生物（全 105 種類）については、6 種（アライグマ、オオクチバス、セイヨウオオマルハナバチ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ）が確認されています。アライグマやオオクチバスなどは急速に分布を拡大し、在来の生きものの生息環境だけでなく地域の生態系の崩壊につながるおそれもあることから、慎重かつ早急な対応策の検討・実施が求められます。

※小樽市、札幌市では、後志 19 町村で確認された種数よりも多い種数が記録されていますが、確認種数については、過去に調査が行なわれた範囲がより広く、調査回数が多い地域がより確認種数が大きくなる傾向にあるため、単純に比較することは難しい面があります。

これまでに後志地域で確認された外来種の種数（2011 年現在）

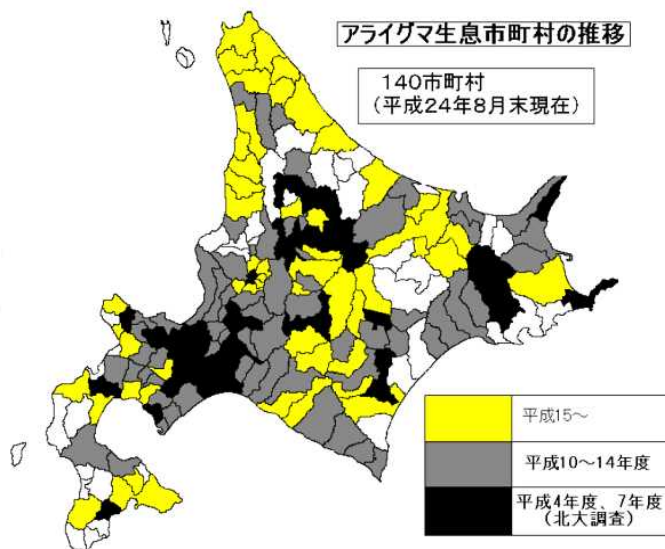
	合計	哺乳類	鳥類	両生類	は虫類	魚類	昆虫類	昆虫以外の 無脊椎動物
島牧村	105	2	0	0	0	1	0	0
寿都町	99	1	0	0	0	1	0	1
黒松内町	75	2	0	0	0	1	1	0
蘭越町	134	3	1	0	0	4	1	0
二セコ町	113	3	2	0	0	3	1	0
真狩村	94	2	1	0	0	3	1	0
留寿都村	70	1	1	0	0	1	1	0
喜茂別町	73	1	1	0	0	2	0	0
京極町	95	3	1	0	0	3	0	0
倶知安町	122	3	1	0	0	3	2	0
共和町	133	3	1	0	0	3	1	0
岩内町	66	2	1	0	0	3	0	0
泊村	66	1	0	0	0	2	0	0
神恵内村	65	1	0	0	0	1	0	1
積丹町	85	3	0	0	0	2	0	0
古平町	85	3	0	0	0	3	0	1
仁木町	101	2	1	0	0	2	1	0
余市町	105	1	1	0	0	2	4	1
赤井川村	63	2	1	0	0	1	2	0

出典：
北海道自然環境課（2010）「北海道
ブルーリスト 2010」をもとに作成。
小樽市を除く 19 町村の数値。

※前ページの表の数値は、これまでに文献調査や現地調査で確認された情報であり、後志地域の外来種の生息状況を必ずしも正確には表していません。今後、広域的な調査を行うことで、さらに多くの種数や分布範囲の拡大が明らかになる可能性があります。

コラム ー後志地域で確認された主な特定外来生物ー

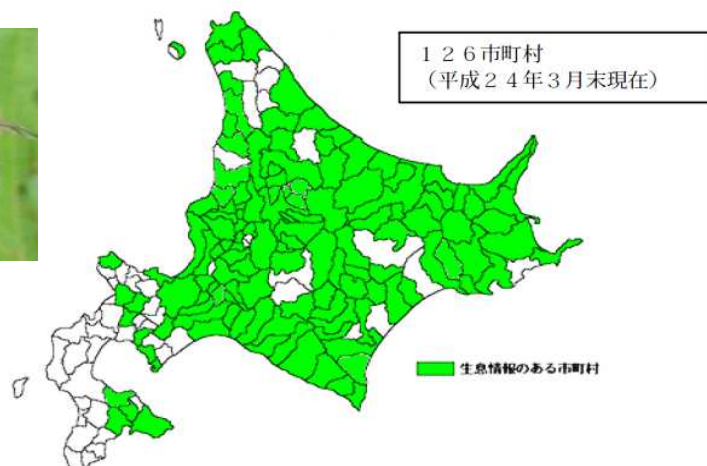
アライグマ



出典：北海道自然環境課資料

セイヨウオオマルハナバチ

平成4年に温室トマトなどの受粉に利用するためヨーロッパから輸入された外来生物です。在来種のマルハナバチと比べて花の蜜や花粉などのエサや巣場所をめぐる競争に強く、繁殖力も強いことから、在来種のマルハナバチに深刻な影響を与える恐れがあります。平成24年の調査では倶知安町で5例の目撃情報が報告されました。



出典：北海道 自然環境課資料

用語の解説

特定外来生物法

特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的とした法律。この法律に違反した場合、最高で個人の場合、3年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金が、法人の場合には1億円以下の罰金が科されます。

特定外来生物

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡などを原則として禁止。輸入を禁止することで、国外からの侵入を防ぎ、飼育や運搬などを禁止することで国内における拡散を防ぐとともに、すでに国内に定着しているものについては必要に応じて防除が行われます。

※現在、北海道では「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の施行（平成25年7月）

を受けて、道内に生息・生育する動植物や生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種「指定外来種」の指定と効果的な防除活動のあり方についての検討を進めています。

(3)野生動物の分布の拡大

(人と自然との関わり方の変化による自然環境の変化)

昭和30年代から始まった高度経済成長期を境に、適度に自然と関わりながら持続的に木材や農産物、漁業資源を得ていたそれまでの生活スタイルが大きく変化しました。また、拡大造林やほ場整備、河川改修、港湾整備などによる大規模で集約的な土地利用によって、野生生物の生息・生育環境であった原生林や湿地、変化に富んだ河川環境などが減少していきました。

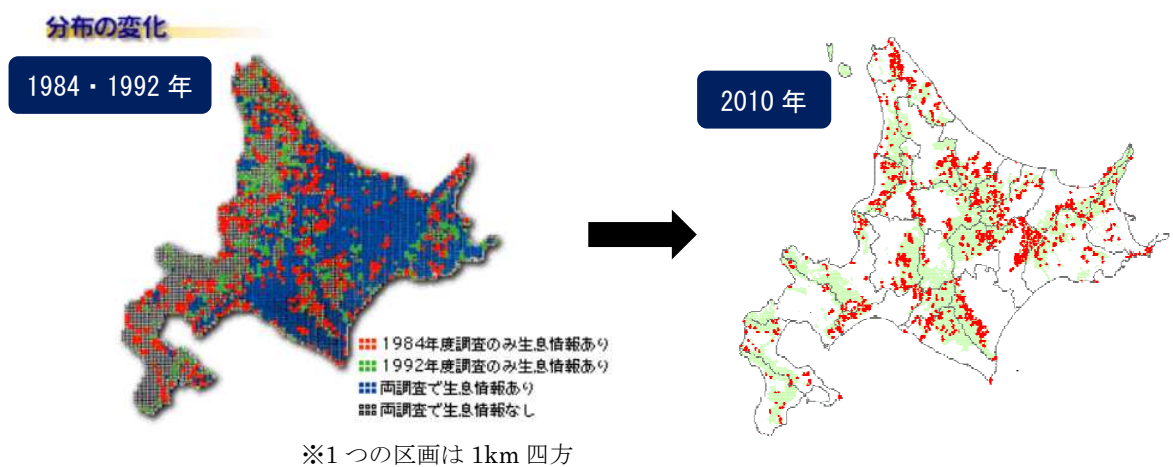
特に森林に関しては、昭和39年の木材の自由化以降、価格の安い輸入外材に押される形で木材需要が落ち込み、林業経営が厳しさを増すなかで林業従事者の減少や高齢化が進みつつあります。不在地主（遠隔地に在住する森林所有者）が所有する森林や、所有者が不明の森林のなかには特に管理などが行われないまま放置され、植生が過密な状態になった森林が見られます。森林の状態の変化とともに、野生生物の生態が変化（餌を求めて行動範囲が拡大するなど）しつつあります。

(エゾシカの分布の拡大)

エゾシカは、北海道のエゾシカ保護管理計画に基づく狩猟の規制緩和によっても、依然として増加傾向に歯止めがかかっていない状況にあります。狩猟者の減少・高齢化などにより、地域内での被害防止が困難になりつつあることから、広域的な連携による適正な頭数管理が求められています。エゾシカと同様に近年ではヒグマが市街地で確認される事例も増えてきており、人と野生生物との関係が変化しつつあります。



エゾシカ



出典：北海道庁資料（1992）

※国有林（緑色の部分）におけるエゾシカの分布を調べたもの。

※上図の赤い部分が確認地点を表す。

出典：林野庁北海道森林管理局（2010）

(4)人と生きもののあつれき

(野生鳥獣による農作物の被害)

人口減少による担い手の減少などの様々な要因によって放置された森林や農地の植生が過密になるなど、人と自然の関わり方の変化によって身近な里山の自然や景観、そこに住む生きものにも変化が現れつつあります。その結果、これまでは人里であり姿を見ることがなかったエゾシカやヒグマなどの生きものが人里近くの農地や民家などに出没し、農作物の被害などが顕在化しつつあります。また、沿岸域ではトドの分布が徐々に南に拡大していくなかで、漁網の損傷や養殖魚の捕食等の被害が顕在化しつつあります。

現時点では後志地域では確認されていませんが、野生生物の行動範囲や食性が変化する過程で、希少種が捕食されるようになり、そのことによって絶滅の危険性が高まる事例も道内で確認されています。

野生生物の分布拡大や個体数の増加は、生息・生育環境となる自然環境の減少だけでなく産業構造の変化による担い手の減少や、それに伴う多様な里山環境の減少等の様々な要因が関わっています。多様な自然環境を維持し、経済的にも持続可能な農林漁業の実現に向けた取組を推進するなかで、科学的な調査に基づく適正な個体数管理のあり方を検討していくことが重要です。

鳥獣による農林水産業被害の推移（金額ベース／平成23年）

単位：百万円

	農業	林業	水産業	総計
空知	336	2		338
石狩	41			41
後志	34			34
胆振	363	11		373
日高	1232	7	18	1258
渡島	35	1		36
檜山	3			3
上川	501	24	2	528
留萌	71	6		77
宗谷	37	16		52
オホーツク	950	35		985
十勝	1035	27		1063
釧路	1427	35		1462
根室	961	11		972
計	7025	176	21	7222

出典：北海道自然環境課資料

鳥獣による農林水産業被害の推移（金額ベース）

単位：百万円

	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
空知	104	136	114	104	97	101	97	225	304	338
石狩	72	60	55	45	56	51	52	53	36	41
後志	47	53	50	35	24	30	18	28	21	34
胆振	327	266	154	196	166	206	259	337	379	373
日高	373	557	588	576	548	559	806	997	1102	1258
渡島	17	23	17	16	18	21	24	42	37	36
檜山	1	4	2	2	1		1	1	4	3
上川	244	274	285	368	405	426	592	674	643	528
留萌	30	23	34	37	61	43	54	70	84	77
宗谷	22	18	20	16	17	20	26	36	34	52
オホーツク	613	672	662	575	580	614	684	708	874	985
十勝	447	360	416	475	541	557	684	699	1003	1063
釧路	892	730	687	660	793	850	1038	1184	1296	1462
根室	321	311	253	254	254	306	339	697	890	972
計	3510	3485	3337	3360	3560	3784	4675	5749	6706	7222

出典：北海道自然環境課資料

エゾシカによる農林業被害（金額ベース／平成 23 年）

平成23年度 振興局別 エゾシカによる農林業被害金額

単位:百万円

	被害金額		対前年 増減額	平成23年度に被害額が1億円を超える市町村					
	22	23							
空知	225	218	-7						
石狩	14	16	2						
後志	5	12	7						
胆振	307	305	-2	むかわ町					
日高	1051	1218	167	日高町	平取町	新冠町	浦河町	新ひだか町	
渡島	33	30	-3						
檜山		1	1						
上川	604	488	-116	富良野市					
留萌	65	62	-3						
宗谷	20	45	25						
オホーツク	730	853	122	北見市					
十勝	801	864	63	広尾町	足寄町				
釧路	1218	1373	155	釧路市	釧路町	厚岸町	標茶町	鶴居村	白糠町
根室	870	924	54	根室市	別海町				
計	5944	6409	465						

参考

単位:百万円

	H22	H23
被害金額(鳥獣全体)	6706	7222
被害金額(エゾシカ)	5944	6409
エゾシカ比率	88.6%	88.7%

※十万の位で四捨五入しているため、農業・林業・水産業の各被害額と合計の額が一致しない場合がある。
※対前年増減額については、一部市町村で被害金額の算出方法や把握方法に変更があり、単純比較はできないものであること。

エゾシカによる農林業被害の経年変化（金額ベース）

(単位:×百万円)

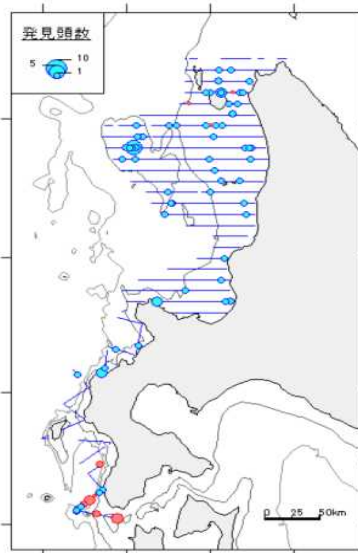
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
石 狩	2	9	10	2	12	28	37	35	20	9	10	11	8	25	17	16	13	16	16	18	21	14	16
渡 島	3	4	3	3	1	5	5	3	8	14	13	0	10	6	11	5	3	5	10	16	38	33	30
檜 山	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
後 志	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	2	6	5	12
空 知	9	8	13	23	76	67	28	41	90	52	60	65	51	81	119	94	88	73	77	80	168	225	218
上 川	174	252	225	262	278	159	217	305	347	323	262	221	248	194	222	236	307	343	375	544	616	604	488
留 萌	3	7	25	28	30	69	77	72	72	68	70	10	16	22	16	19	22	48	30	40	53	65	62
宗 谷	0	1	1	1	11	25	23	22	24	18	4	6	9	6	4	7	5	5	6	10	21	20	45
オホーツク	488	597	726	856	911	830	1,121	1,020	935	959	742	662	570	530	574	572	472	470	503	544	581	730	853
胆 振	40	29	35	44	193	179	212	248	239	213	211	203	236	244	213	122	140	135	169	212	271	307	305
日 高	51	60	21	20	41	45	38	42	49	164	198	338	302	334	512	521	554	523	530	773	960	1,051	1,218
十 勝	167	188	293	220	385	563	642	1,059	1,208	932	650	663	451	344	292	325	384	448	444	555	562	801	864
釧 路	456	761	822	908	1,334	1,256	1,495	1,685	1,488	1,395	1,272	1,032	923	852	692	635	599	769	798	934	1,108	1,218	1,373
根 室	65	112	148	138	167	158	160	473	422	329	347	372	289	302	297	238	240	248	285	318	676	870	924
合 計	1,459	2,028	2,323	2,505	3,439	3,384	4,056	5,005	4,903	4,476	3,839	3,583	3,113	2,940	2,969	2,791	2,829	3,082	3,244	4,045	5,082	5,944	6,409

出典：北海道自然環境課資料

（トドの出現頻度の増加）

平成以降、北海道西岸ではトドによる漁業資源の捕食が顕在化しており、平成21年度には被害額は全道で13億円超となっています。後志地域では、主に定置網、底建網の被害が大きい傾向にあります。

トドの来遊状況（平成21年度）



平成22年4月15～25日に行った目視調査（航空機からの目視）では、全域で計81群101頭が確認されました。

〔航空機目視調査に基づく来遊数推定〕

- ・過去5年間の結果をもとに、北海道に冬期来遊するトドの個体数を推定。
- ・日本海5,800頭（4,377～7,686頭、95%信頼区間）
- ・根室海峡平均92.6頭（53～123頭）

※ただし、採捕枠管理のため的人為的死亡許容頭数の推定には60%信頼区間の下限値である5,157頭（日本海・根室海峡計）を用いています。

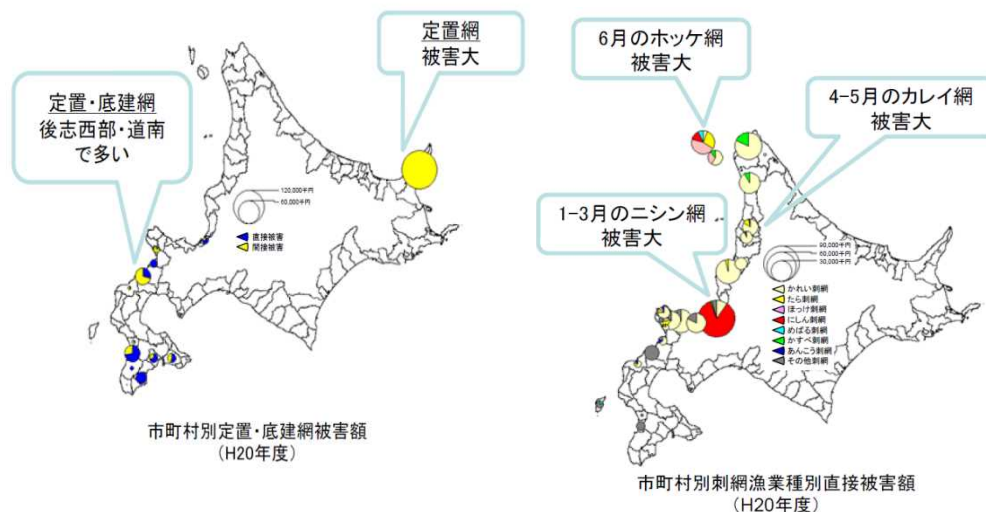
調査測線とトド発見位置

- トド発見位置
- イルカ・不明種発見位置
- 探索経路



トド

トドによる漁業被害（平成21年度）



出典：独立行政法人水産総合研究センター 北海道区水産研究所（2009）
「平成21年度トド資源調査」

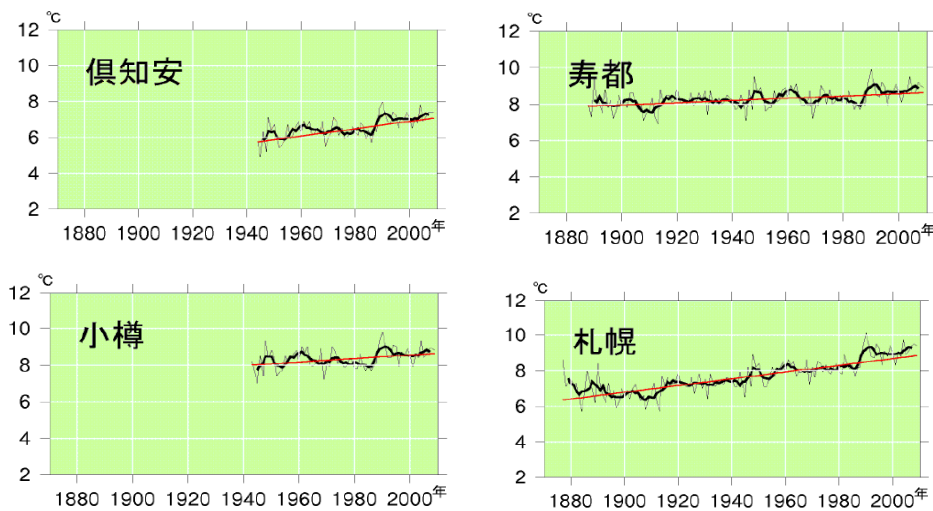
3-3 地球規模の気候変動にともなう環境変化

(平均気温の上昇)

温暖化に伴う気候の変化によって、地球規模で生態系のバランスが崩れ、特定の環境や生きものの増加・減少や、気候の変化による生きものの北上・南下などの現象も明らかになりつつあります。今後、これまで収穫できた農作物の栽培ができなくなる、海で採れる海産物の種類や量が変わるなど、地域の産業などへの影響が懸念されています。また、温度上昇により北極や南極の氷や世界各地の氷河などが溶けることで、海面上昇やそれに伴う低地の水没も懸念されています。

■後志地域の年平均気温の推移（気象庁の観測所の記録）

60年間で寿都では約0.5度、倶知安では約1度の上昇が見られます。

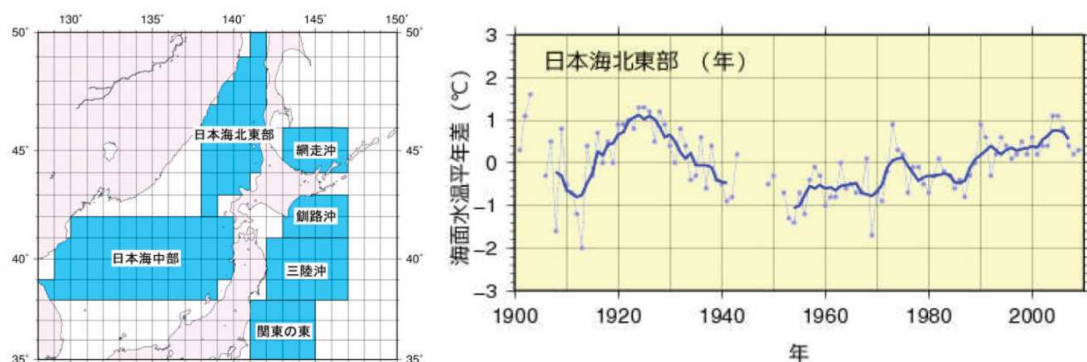


黒い細線は各年度の平均気温、黒い太線が5年ごとの平均気温、赤線は長期的な変化を表したもの。

出典：気象庁（2010）「北海道の気候変化」

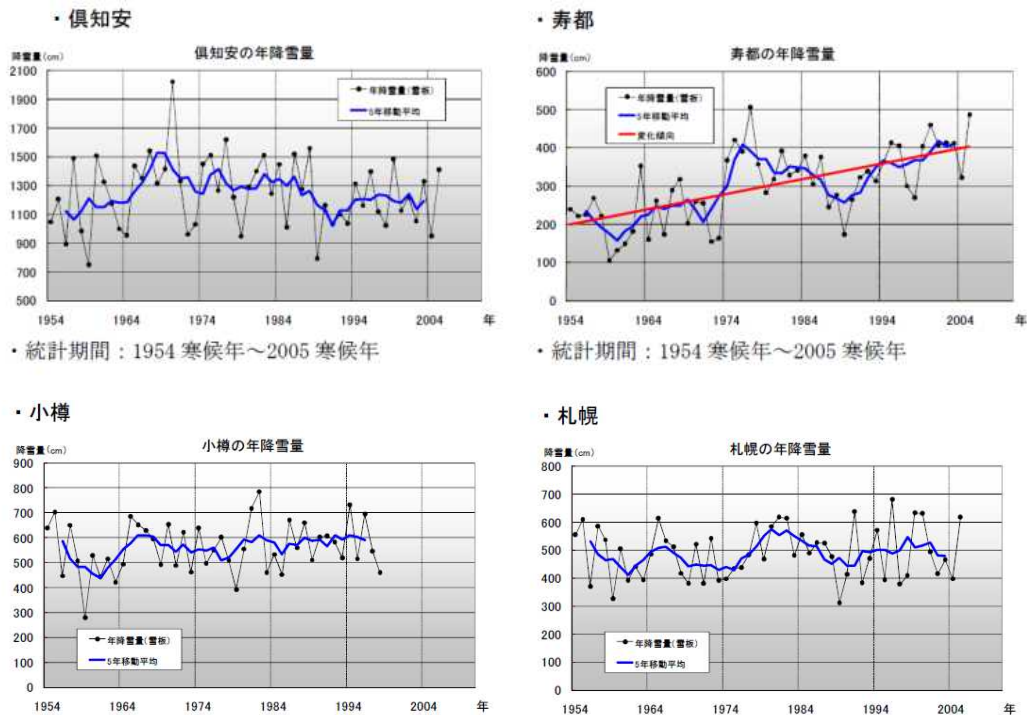
■日本海の海水温の推移

船舶等による観測値の平均値ですが、この40年間でおおむね1度の上昇が見られます。



出典：気象庁（2010）「北海道の気候変化」

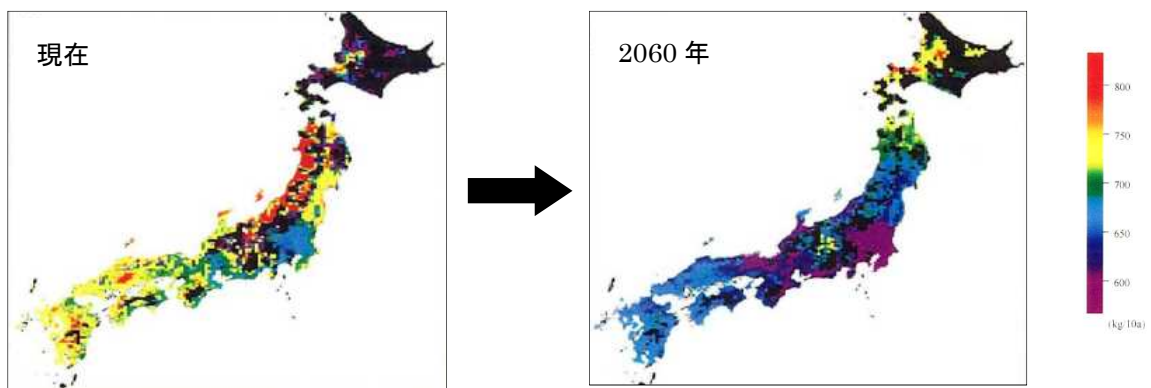
■後志地域の年平均降雪量の推移（気象庁の観測所の記録）



黒い細線は各年度の平均気温、青い太線が 5 年ごとの平均気温、赤線は長期的な変化を表したもので寿都町では降雪量の増加が見られますが、他の地域ではやや減少傾向にあります。

出典：気象庁（2010）「北海道の気候変化」

■米の収穫量の変化予測



2060 年代に全国平均で気温が約 3℃ 気温が上昇した場合、米の収穫量が北海道で 13% 増加、東北以南では 8～15% 減少すると予測されています。

出典：林ほか（2001 年）「温暖化が日本の水稻栽培の潜在的特性に及ぼすインパクト」

第3章 後志地域の生物多様性保全に関する基本方針と目標 ～ 後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に向けて ～

第1節 後志地域の生物多様性保全に関する基本方針

この計画は、これまで各町村や地域において行われてきた環境保全に関する活動を、より広い「後志地域の森－里－川－海のつながり」の視点から捉え直し、森－里－川－海のつながりが健全であることで得られる自然の恵みの持続的な利用を通じて、魅力的な後志地域の実現を目指しています。

本章では、後志地域の森－里－川－海の健全なつながりの保全・再生に向けて、後志地域全体で共有したい考え方を基本方針として整理しました。ここに掲げた5つの基本方針は、2010年に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された条約参加国の共通目標である愛知目標^{*}にも整合しており、本基本方針を踏まえた活動を行うことが、そのまま世界の生物多様性保全にもつながります。

基本方針1 良好な自然環境の保全・再生

（私たちの生存基盤である自然環境の保全・再生）

後志地域の森－里－川－海の健全なつながりが維持されていることで、私たちは身近な自然から様々な恵みを得ることができ、そのことによって生活が支えられています。私たちの身近にある自然は、その一つ一つが後志地域の森－里－川－海をつなぐ拠点であることから、地域が主体となって身近な自然を健全な形で保全するとともに、開発などによって失われたり、損なわれた自然については積極的に再生を図ることが重要です。

※愛知目標5（森林を含む自然生息地の損失の減少）に該当。

（地域の特徴的な生きものをシンボルに掲げた生物多様性保全の推進）

後志地域には、本地域を国内自生地の中限とするイトウや、同じく北限とするブナやアユなどの生物地理学的に象徴的な種が生息・生育しており、これらの野生生物をシンボルに掲げた生物多様性保全の取組（人と自然が共存する地域づくり）を進めます。あわせて、後志地域に本来生息する野生動植物の生存に大きな影響を及ぼすおそれのある外来種の駆除・防除活動に取り組めます。

※愛知目標12（絶滅危惧種の絶滅・減少の防止）、および目標9（侵略的な外来種の制御・根絶）に該当。

（野生生物との共存）

農林業を通じて維持されてきた里山環境の減少とともに増加傾向にあるエゾシカなどの野

生生物について、科学的な調査に基づく適正な個体数管理のあり方を検討します。また、手入れが行き届かずに放置される等によって生物多様性が低下した人工林や農地などを対象に、国や北海道、市民団体等の取組等との連携による自然再生の取組（針広混交林の拡大、農地の周辺部における草地や湿地の再生など）の推進を図ります。

※愛知目標 7（農林漁業を行う地域における生物多様性の保全）

基本方針 2 自然の恵みの持続利用の実現

（環境負荷の軽減）

日常生活や産業活動の様々な場面において、常に、自然に対する影響が最も少ない方法を選ぶよう努めます。

※愛知目標 14（自然の恵みの保全・回復と持続的な供給）に該当。

（自然の恵みを活かした持続可能な産業の実現）

後志地域における農林漁業や観光などの産業は、自然から得られる四季折々の恵みの持続的な利用とともに、経済活動を通じて豊かな自然の保全・再生を目指します。自然の恵みの利用に際しては、利用量が常に自然の再生産量の範囲に収まるように配慮するとともに、自然の恵みを産み出す基盤となる適正な土地利用（身近な自然環境の保全・再生）に努めます。また、後志地域ならではの自然の恵みを活かした商品やサービス（地域ブランド）の企画・開発に取り組めます。

※愛知目標 14（自然の恵みの保全・回復と持続的な供給）に該当。

基本方針 3 自然と調和の取れた開発への転換

（開発による影響の最小化）

自然環境への影響が大きい大規模開発事業については、地域の野生生物や生態系に与える影響も含めて、長期的な視点に立って、環境への影響がより小さい形で事業を検討・実施するよう努めます。また、生活に必要な河川や道路などの社会基盤整備であっても、開発行為が周辺の自然に及ぼす影響を考慮し、後志地域の森－里－川－海をつなぐの保全・再生につながる工夫（構造物の構造や形状、使用する素材、工事手法などの改善など）を活かした整備とするよう努めます。過去に行われた開発事業によって自然に影響が生じた場合についても同様に対応します。

※愛知目標 5（森林を含む自然生息地の損失の減少）に該当。

基本方針4 計画の実効性を担保するためのしくみづくり

（道や各町村の関連計画・制度等への反映）

本計画を踏まえた活動を多様な主体の連携のもとで実行し、後志地域の森―里―川―海の一帯の保全・再生を具体化していくことが重要です。本計画の策定後に道や後志総合振興局、各町村で新たに関連する計画や制度の策定・見直しが行われる際には、本計画の趣旨や基本方針、活動目標が当該計画や制度に反映されるよう、必要に応じて本協議会から北海道や関係町村の関係部署等への提案や要望を行います。

※愛知目標2（国や地方自治体の計画への反映・統合）に該当。

（活動成果の把握に基づく順応的な管理）

本計画に掲げた活動計画の進捗状況や取組成果の客観的かつ定量的な把握に向けて、評価指標のあり方を検討します。本計画に掲げた各活動計画の進捗状況や取組成果、課題等については、本計画の推進母体である後志地域生物多様性協議会において共有し、より効率的・効果的な活動に向けて、PDCAサイクルに基づいた順応的な進行管理を行います。

※愛知目標19（生物多様性保全に関する知識や技術の改善）に該当。

（活動に必要な予算の確保）

本計画に基づく活動に対して必要な経費を継続して確保できるよう、各主体が国（環境省、農林水産省、国土交通省等）や北海道の交付金、補助金、助成金等の活用を検討し、適宜申請を行います。また、各町村においても予算確保のための調整等を行うとともに、新たな財源として民間資金の活用可能性についても検討します。

※愛知目標20（生物多様性保全に関する資金の確保・増加）に該当。

基本方針5 生物多様性に関する情報の蓄積と共有

（生物多様性に関する情報共有と保全意識の向上・促進）

現時点では、生物多様性保全の活動状況は地域によって様々に異なります。今後、各地域で活動を進めていくうえで、担い手となる地域の住民や企業、学校等の多様な主体の理解と協力が不可欠です。このため、様々な機会を通じて、生物多様性保全の重要性や必要性を分かりやすく発信し、関連する情報を相互に共有することが重要です。

各町村や地域、研究機関等有する自然環境情報や、今後実施される各種の環境調査の結果については、環境省の「いきものログ」等の既存のデータベース等の利活用も含めて、情報を蓄積・共有するしくみづくりを検討します。

また、各町村や地域で行う生物多様性保全の取組の内容や成果については、各町村の広報誌やマスコミ等の多様な媒体を活用して、関連する情報の継続的な発信・周知を図ります。

※愛知目標1（生物多様性の価値と行動を社会全体で認識）に該当。

参考

愛知目標とは？

愛知目標は、2010年に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された「戦略計画 2011－2020」において、2050年までに自然と共生する世界を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施することを20の個別目標にまとめたものです。

愛知目標のなかには、例えば、「2050年までに少なくとも陸域17%、海域10%が保護地域などにより保全される」ことを掲げた目標11のように具体的な数値を示した目標も含まれています。日本も生物多様性条約の締約国の一員として、2050年までにこの目標の達成を果たす責任があります。

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

■ 長期目標（Vision）＜2050年＞

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission）＜2020年＞

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

- | | |
|--|--|
| <p>目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。</p> <p>目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。</p> <p>目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。</p> <p>目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。</p> <p>目標6：水産資源が持続的に漁獲される。</p> <p>目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。</p> <p>目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。</p> <p>目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。</p> <p>目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。</p> | <p>目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。</p> <p>目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。</p> <p>目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。</p> <p>目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。</p> <p>目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。</p> <p>目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。</p> <p>目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。</p> <p>目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。</p> <p>目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。</p> <p>目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。</p> |
|--|--|

資料：環境省

出典：環境省資料

参考

既存の生物情報データベースの概要(環境省の「いきものログ」)

いきものログの利用の流れ

インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン等を利用して、いきものログの URL を開き、ユーザ登録をしてください※。登録が完了すれば、下記のいきものログの機能を利用することができます。

※システムの運用と報告の信頼性を確保するため、メールアドレス等の情報を入力していただく必要があります。ただし生物情報を調べるだけの場合は、登録の必要はありません。



いきものログの機能と特徴

報告する

ユーザが持つ生物情報をウェブサイトから直接投稿することができ、その情報はデータベースに蓄積されます。マイページでは、ユーザ自身が過去に報告した生物情報や種名などを確認することができます。

ユーザは生きものの写真データとともに、生きものを発見した日付や場所などを投稿することで、分布や種の特性に照らした信頼性の高い情報をいきものログに報告できます。



検索する

いきものログでは、生物多様性センターが実施した調査成果を提供するとともに、いきものログを利用するさまざまな主体(行政機関・研究機関・市民など)によって入力された研究、調査結果等の生物多様性情報を共有します。これらの情報は、生物名、調査名や地図検索等のさまざまな絞り込み検索を行うことができ、「生きもの地図」として地図上に表示することができるほか、報告されたデータをまとめてダウンロードすることもできます。



交流する

いきものログには登録団体の交流コーナーがあり、生物多様性情報に関わる活動の紹介や、それぞれの活動への参加を促す機能があります。登録団体が各地で行う調査および生物調査を行う団体活動についての情報の検索や、対象生物を設定することによって、登録団体がオリジナルの全国調査ページを立ち上げることができます。



学習する

自然観察初心者や自然環境に関する普及・啓発や情報提供の促進を目的に、一般ユーザからの観察された生物情報と写真の送付による生物の種名調べの手助けをします。身の回りで観察できる生きものの名前や仲間分けを知るきっかけを作り、生きものを身近に感じてもらうことで、生きものの調査や自然観察に初めて取り組むようなユーザの活動をサポートし、継続的な調査活動への参加を促します。

詳しくはウェブで <http://ikilog.biodic.go.jp/>



リサイクルマーク
この冊子の印刷、図解等には
リサイクル紙を使用しています。

使用イメージ



データベースに蓄積された生物多様性情報をフリーワードや地図から検索、閲覧できる。



団体の活動情報を投稿できるページがあり、情報交換をすることができる。



生物名がわからないものに対して専門家が同定を補助してくれるページがある。

第2節 後志地域の生物多様性保全の目標

後志地域の森―里―川―海のつながりを保全・再生する活動を通じて、生物多様性に富んだ健全な自然がもたらす様々な恵みに支えられた魅力ある後志地域の実現に向けて、後志地域全域で共有する目標を以下に示します。

目標1. 森―里―川―海をつなぐ拠点の確保

(拠点となる豊かな自然の保全・再生)

後志地域の森―里―川―海のつながりを良好な状態で保全するために、生きもののすみかとなる拠点（各町村にある森、草原、池沼、湿原、海岸などの自然環境）を保全する活動を進めます。

取組例及び想定される活動主体例

①主要河川を対象とした森―里―川―海のつながりの分断箇所の把握

〔取組の概要〕後志地域の主な河川を対象に、ダムや堰、護岸工事などによって魚などの行き来が分断されている箇所を地図や航空写真なども活用して確認し、上下流方向のつながりを再生する必要がある箇所を抽出します。

〔中核となる主体〕各町村

〔連携する主体〕北海道開発局、北海道後志総合振興局、NPO、学校、地域住民 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

②森―里―川―海をつなぐ拠点の保全・再生

〔取組の概要〕森―里―川―海の健全なつながりが保全されている河川を対象に、当該河川流域にある野生生物の生息・生育環境として重要な拠点となる自然環境※を抽出し、生物多様性の向上につながる活動（広葉樹林の拡大、外来種の駆除、湿地の再生など）を行います。

※希少種が生息・生育する森林や湿地、後志地域に特有の植生や地質・景観を有する自然環境を想定しています。

〔中核となる主体〕各町村、NPO、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合 等

〔連携する主体〕北海道開発局、北海道後志総合振興局、学校、地域住民 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

目標2. 森－里－川－海のつながりの再生

（拠点をつなぎ、ネットワークさせる取組）

地域の自然をつなげ、後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生を図ります。

取組例及び想定される活動主体例

①上下流のつながりの再生

〔取組の概要〕 目標1に関連する取組の過程などで抽出した「上下流方向のつながりを分断している箇所」のなかから、森－里－川－海のつながりの保全・再生の視点から重要性の高い箇所を抽出し、生きものの移動に配慮した自然再生（魚道の設置、ダムのスリット化など）の取組を検討・実施します。取組の実施に際しては、保全目標種（イトウ、アユなど）を設定し、「目標とする魚類等の生きものが遡上可能な距離（遡上率）」など、取組の内容や成果の見える化を検討します。

〔中核となる主体〕 各町村、北海道開発局、北海道後志総合振興局 等

〔連携する主体〕 NPO、地域住民 等

〔実施期間〕 平成26年度以降、継続して実施。

②流域の自然のつながりの再生

〔取組の概要〕 目標1－②で抽出した拠点的な自然環境などを拠点として、生きものの移動経路を確保するために、周辺の樹林や草地、湿地などの自然環境と連続させる（樹林や草地などの創出による自然のネットワーク化）取り組みを行います。

〔中核となる主体〕 各町村

〔連携する主体〕 北海道開発局、北海道後志総合振興局、NPO、地域住民、学校、
漁業協同組合、農業協同組合、民間企業 等

〔実施期間〕 平成26年度以降、継続して実施。

目標3. 生物情報の蓄積と効果的な保護・防除

既存のデータベース（環境省の「いきものログ」等）を活用して、後志地域の野生動植物や外来生物の分布情報を継続的に収集・蓄積し、後志地域における生物多様性保全の活動の基礎資料として活用します。また、道や後志総合振興局及び道の関連部局が希少種や外来種に関する施策や事業（北海道版のレッドリスト及びブルーリストの改訂作業など）を行う際には、必要に応じて関連情報の提供を行います。

特に、絶滅の危険性が高い希少種や、今後急速に分布を拡大するおそれのある外来種については、後志地域生物多様性協議会の構成町村と、国や北海道、地域のNPOや学校等の多様な主体との連携のもと、時期や実施方法等を調整して、広域で一斉に保護・駆除・防除等の活動を実施します。活動の成果は、国や道が行なう関連事業や、道のレッドリスト及びブルーリスト改訂作業等への基礎資料として活用されるよう、適宜、関係機関等への情報提供などを行ないます。

取組例及び想定される活動主体例

①後志地域の生きものの情報の蓄積

〔取組の概要〕既存のデータベースや生きものの情報を蓄積するしくみ※を活用し、後志地域のいきものに関する情報の蓄積と共有を図ります。これらの情報は、北海道版のレッドリスト及びブルーリストの改訂作業等の基礎資料として活用を図ります。

※いきものログ（環境省）、北海道ブルーリスト（北海道）、見つけて渡り鳥（日本野鳥の会）、北海道フラワーソン（財団法人北海道野生生物基金）等の広域を対象としたデータベース等の活用を想定しています。

〔中核となる主体〕個別活動計画の担い手（NPO、学校、博物館 等）

〔連携する主体〕北海道地方環境事務所、北海道後志総合振興局、各町村 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

②後志地域全域を対象にした外来種の一斉駆除及び防除

〔取組の概要〕希少種の生息・生育の脅威となっている外来種（主として特定外来生物）を後志地域生物多様性協議会が選定し、協議会の構成町村において一斉に駆除及び防除を行うことで分布拡大の抑制を図ります。また、効果的な駆除及び防除方法の確立に向けて、当該外来種の確認地点数や分布状況、駆除重量などを用いて、取組成果の定量的な把握を試みます。

〔中核となる主体〕各町村、個別活動計画の担い手（NPO、学校、博物館 等）

〔連携する主体〕北海道開発局、北海道後志総合振興局、NPO、地域住民、学校、漁業協同組合、農業協同組合、民間企業 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

目標4. 後志地域の自然の恵みに関するPR活動

後志地域の森－里－川－海の恵みの保全・再生に向けて、後志地域の生物多様性の価値を共有し、生物多様性保全の機運向上を図るための広域的な普及啓発活動を推進します。

取組例及び想定される活動主体例

複数の町村・地域・主体の連携による後志地域の生物多様性のPR活動

〔取組メニュー例〕

- ・後志地域の道の駅、宿泊施設、博物館等の連携による後志地域の森－里－川－海の恵み（食や自然、景観など）をPRするキャンペーンの開催
- ・後志地域の生物多様性の拠点や自然の恵みをテーマとするエコツアーの開催
- ・後志地域の生物多様性の拠点となる地域の自然環境情報の継続的な収集
- ・再生可能な地域資源（木質や草本バイオマス、水力など）を活用した人と自然、生きものに優しい自然エネルギーの導入促進PR
- ・後志地域の生物多様性の特徴を活かした既存の商品やサービスのPR及び普及促進、新たな商品やサービスの開発

など

〔中核となる主体〕各町村、個別活動計画の担い手（NPO、学校、博物館 等）

〔連携する主体〕北海道開発局、北海道後志総合振興局、NPO、地域住民、学校、漁業協同組合、農業協同組合、民間企業 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

目標5. 各町村に生物多様性に関する情報や取組の担当窓口(連絡窓口)を設置

各町村における生物多様性保全に関する情報の蓄積や関係団体との連絡・調整などを行う窓口となる担当部署または担当者を各町村の役場内に設置します。あわせて、各町村において生物多様性保全に関する活動を行う際の助言・協力等の支援を行う体制のあり方（生物多様性保全活動を支援する人材の確保・育成など）を検討します。

取組例及び想定される活動主体例

生物多様性に関する担当窓口の設置（兼務を含む）

〔中核となる主体〕各町村

〔実施期間〕平成26年度以降、順次設置。その後も継続して実施。

目標6. 生物多様性に関する継続的な情報発信

本計画に基づいて各町村や関係団体等が行う活動の進捗状況や活動成果については、各町村の広報誌や WEB サイト等を通じて発信します。あわせて、交流会や現地見学会等の開催を通じて、地域間の情報共有と交流を図ります。これらの情報を継続的に収集・発信・共有するプラットフォームとして、後志地域生物多様性協議会の専用 WEB サイトや Facebook 等の起ち上げについて検討します。

取組例及び想定される活動主体例

〔取組メニュー例〕

本計画に基づいて実施する取組に関する情報を、各町村の広報誌・WEB サイト、マスコミ（新聞・テレビ等）に年1回以上掲載

本計画に基づいて実施する取組の成果報告会や意見交換会等の開催(概ね年1回以上)を通じた情報共有と人材交流の推進

後志地域生物多様性協議会の情報や活動の受け皿となるプラットフォーム（WEB サイトの構築等）の検討・整備

〔中核となる主体〕各町村、個別活動計画の担い手（NPO、学校、博物館 等）

〔連携する主体〕北海道開発局、北海道後志総合振興局、NPO、地域住民、学校、漁業協同組合、農業協同組合、民間企業 等

〔実施期間〕平成26年度以降、継続して実施。

第 4 章 後志地域の生物多様性保全に関する活動計画

第 1 節 活動計画

1-1 活動計画の検討にあたって

第 2 章で整理した後志地域の生物多様性の現状と課題を踏まえて、後志地域の森－里－川－海の健全なつながりを保全・再生し、自然の恵みを活かした持続可能な地域の実現を図るために、各町村や関係団体等が中心となり、多様な主体との連携のもと、必要性や緊急性が高い活動を効率的に行うことが重要です。活動の実施にあたっては、以下の点に留意して、地域や分野を越えた関係主体の連携・協力を図ります。

活動計画の検討・作成時における留意点

- ・ 実現可能性が高く、効果的な活動の推進
- ・ 計画の実効性を担保する体制・しくみづくり
- ・ 活動成果の見える化と、課題解決につながる取組内容の検証（より効果的な活動を実施するための順応的な活動の実施）

1-2 活動区分

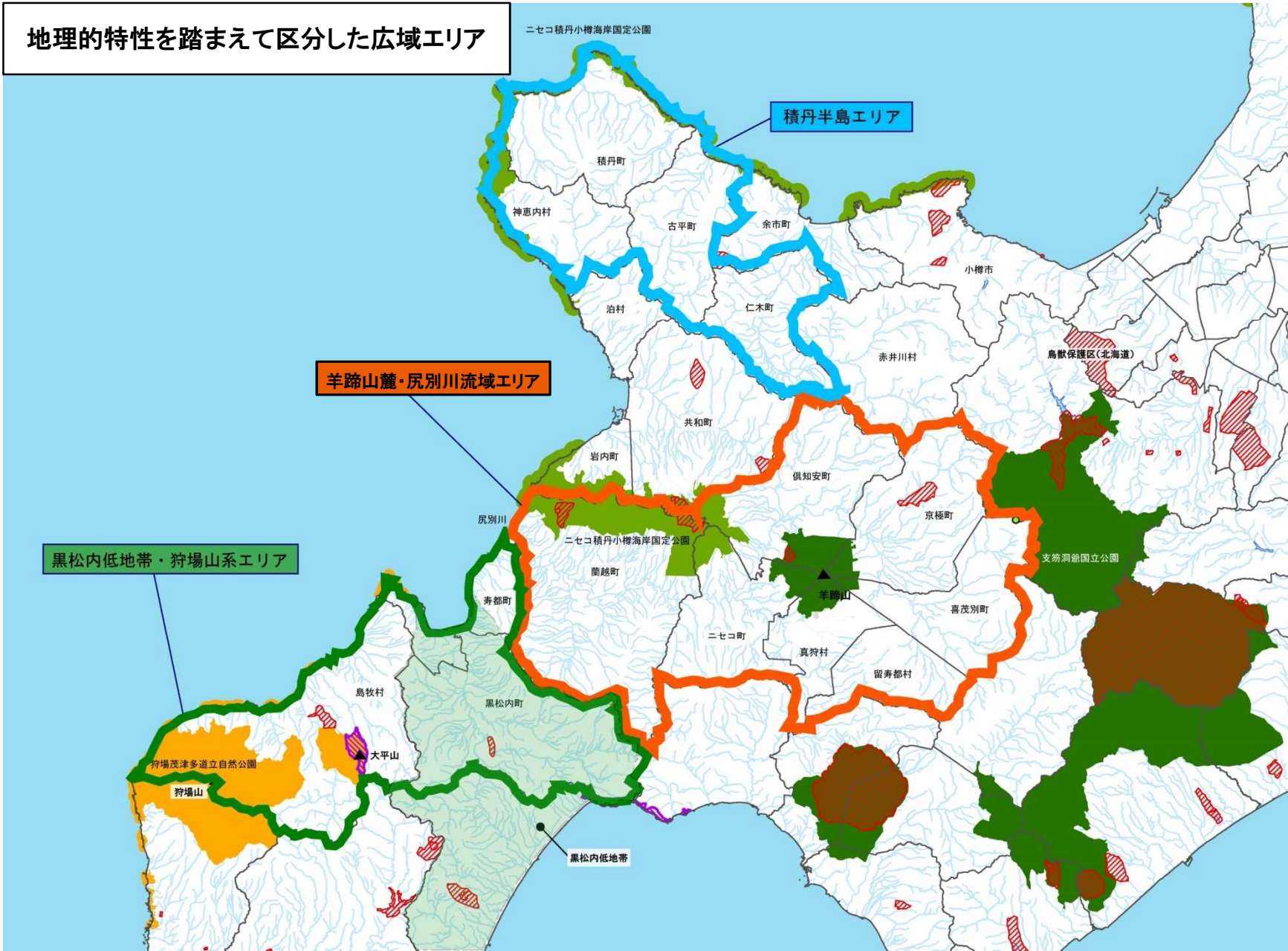
（活動区分）

本計画は後志地域の 14 町村を対象としていますが、後志地域は非常に広範にわたるため、効果的に活動を進めるうえで、本計画に掲げた基本方針や目標を踏まえた適正な活動規模の設定が重要と考えられます。

ここでは、本計画に基づいて行う活動を大きく、全域活動（後志地域全域を対象に行う活動）、広域エリア活動（自然的・社会的条件を踏まえて区分した一定の範囲を対象に行う活動）、個別活動（個々の活動主体が任意に設定する範囲で行う活動）の 3 つに分けました。

このうち、広域エリア活動については、後志地域の地理的な特性（山の稜線や分水嶺）によって区分され、同一区分内に森－里－川－海の全ての環境要素を含む一定のまとまりのある範囲に 3 区分しました。各エリアの名称は、当該エリアを代表する地形や自然環境の名前を冠して積丹半島エリア、羊蹄山麓・尻別川流域エリア、黒松内低地帯・狩場山系エリアとしました。各エリアの範囲と概要を次ページ以降に整理しました。

地理的特性を踏まえて区分した広域エリア



積丹半島エリア

神恵内村、積丹町、古平町、仁木町

活動テーマ案

豊かな森に支えられた豊穡の海の保全・再生



拠点となる自然環境(例)

積丹半島

余別川 (積丹町)



積丹半島



余別川（積丹町）

主な自然の恵み(例)

ウニ（積丹町）

ぼたんえび（古平町）

水産加工品（古平町）

ヤリイカ（神恵内村）

さくらんぼ（仁木町）

トマト（仁木町）



ウニ (積丹町)



ぼたんえび (古平町)



水産加工品（古平町）

自然の豊かさを象徴する生きもの(例)

A photograph showing several Ayu (sweetfish) swimming in clear, shallow water over a bed of smooth, light-colored stones. The fish are silvery with a hint of yellow on their sides.

アユ

A photograph of a single, large, vibrant orange lily flower (Edo Tengu) in full bloom. The flower has six petals and a prominent yellow center. It is surrounded by green foliage and small yellow flowers in the background.

エゾカンゾウ



アユ



エゾカンゾウ



ヤリイカ (神恵内村)



さくらんぼ (仁木町)



トマト (仁木町)

羊蹄山麓・尻別川流域エリア

蘭越町、ニセコ町、留寿都村、喜茂別町、
京極町、倶知安町、



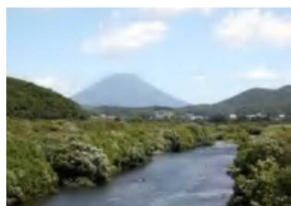
活動テーマ案

南限のイトウを育む豊かな森（羊蹄山麓）と川（尻別川）と
大地（安全・安心な農産物）の保全

本エリアの範囲



拠点となる自然環境(例)



尻別川



羊蹄山

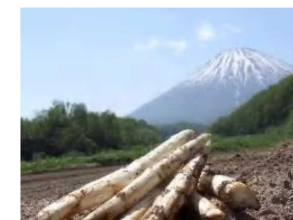
主な自然の恵み(例)



らんこし米（蘭越町）



ゆり根（真狩村）



アスパラガス
（喜茂別町）

自然の豊かさを象徴する生きもの(例)



イトウ（南限）

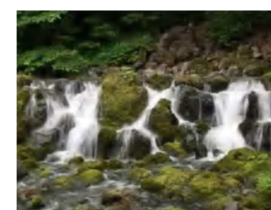
出典：オピラメの会ホームページ



オショロコマ
（南限）



ばれいしょ
（留寿都村）



湧水
ふきだし湧水（京極町）
カムイワッカ（真狩村）



“パウダースノー”
（ニセコ町、倶知安町）

出典：後志総合振興局資料等をもとに作成

黒松内低地帯・狩場山系エリア

島牧村、寿都町、黒松内町



活動テーマ案

北限のブナとアユのブランド化

拠点となる自然環境(例)



狩場山系のブナ原生林
(出典：島牧村ホームページ)



寿都湾



朱太川
※本流に人工横断物がない

自然の豊かさを象徴する生きもの(例)



ブナ (北限)



クマゲラ



アユ

本エリアの範囲



主な自然の恵み



「寿かき」(寿都町)
※春に食べることができる
のが魅力



ほっけ (寿都町)
(出典：熊本水産株式会社)



「あめますダービー」(島牧村)
※道内外から大勢の太公望が訪れる



アユ (朱太川)
※8割が天然もの

出典：後志総合振興局資料等をもとに作成

なお、本計画の策定後は、前述の 3 活動区分ごとに、本計画第 3 章の「後志地域の生物多様性保全に関する基本方針と目標」に基づいて、関係する地域や主体の連携による活動を進めていくことになります。

次ページ以降に、活動区分とそれぞれの区分ごとに行う活動のイメージ等を整理しました。

活動区分と区分ごとの活動内容(イメージ)

活動内容				
活動範囲	活動区分と活動範囲	想定される活動範囲	中核となる活動主体	想定される活動内容
より広域  より小規模	全域活動 後志地域全域を対象に行う活動	後志地域(後志総合振興局管内の14町村)	後志地域生物多様性協議会	全域で取り組むことで効果が期待される活動 ※共通の基準や制度の検討、情報の蓄積・発信など
	広域エリア活動(重点プロジェクト) 自然的・社会的条件を踏まえて区分した一定の範囲を対象とし、共通するテーマのもとに各主体が行う活動。 ※当該エリアの活動テーマに沿った個別活動の集合体を想定	地理的な特性(山の稜線や分水嶺)によって区分され、同一区域内に「森ー里ー川ー海」の全ての環境要素を含むエリアとして、以下の3エリアを設定。 ・積丹半島エリア ・羊蹄山麓・尻別川流域エリア ・黒松内低地帯・狩場山系エリア	当該エリアの共通テーマに基づく活動を行う主体 (国、道、自治体、関係団体、市民団体、企業、学校、個人等)	共通のテーマのもとに、活動の時期や内容、広報等を一体的かつ広域で行うことで、高い効果が期待される活動 ※流域を単位とする希少種の保護や外来種の駆除など
	個別活動 個々の活動主体が任意に設定する範囲(個別活動エリア)で行う活動	活動に参画する主体が対応可能な範囲(数百m ² ～数ha程度を想定) ※地域の生物多様性保全に貢献する取組であれば面積は問いません。	本計画の内容及び第4章第2節の「個別活動計画の要件等」を踏まえて、地域の身近な自然を対象に活動を行う主体 (自治体、関係団体、市民団体、企業、学校、個人等)	地域や町村内にある「森ー里ー川ー海のつながり」を構成する森林や湿原などの自然環境の拠点の保全・再生につながる活動。 ※外来種の駆除、希少種の保護、ビオトープ(野生の生きものの生息・生育空間)の整備など

活動区分と保全・再生の対象となる拠点的な自然環境及び自然の恵みの例

活動区分と各区分に対応する活動計画（名称）		当該活動範囲における森－里－川－海をつなぐ拠点となる主な自然環境					自然の豊かさを象徴する生きもの（シンボルとなる種）	主な自然の恵み（生物多様性の保全と一体的に利活用を目指す自然の恵みの例）	
		地形	森	里（森と川の緩衝帯）	川	海			
全域活動（全域活動計画） 〔活動範囲〕 後志地域全域（20 市町村）		（以下の 3 広域エリアごとに設定する拠点的な自然環境をすべて包含）					（以下の 3 つの広域エリアごとに設定する生きもの、自然の恵みをすべて包含）		
広域エリア活動（重点プロジェクト）	積丹半島エリア 〔活動範囲〕 神恵内村、積丹町、古平町、仁木町	積丹半島	・積丹岳 ・余別岳 等		・積丹川 ・余別川 ・古宇川 等	・日本海	・イトウ（南限域） ・アユ（北限域） ・オショロコマ（南限域） ・サクラマス ・ヤツメウナギ ・ブナ（北限域） ・エゾカンゾウ 等	景観	・積丹半島（火山群の山裾が波に洗われて形成された崖の続く風景）
	羊蹄山麓・尻別川流域エリア 〔活動範囲〕 蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町	羊蹄山	・ニセコ山系 等	・湿原（神仙沼湿原、中山湿原等） ・湧水（ふきだし湧水等） 等	・尻別川 等			食	・農産物（トマト、かぼちゃ、さくらんぼ、ぶどう等） ・魚介類（ウニ、水産加工物等）
								景観	・羊蹄山、ニセコ山系 ・尻別川
								食	・農作物（米、ばれいしょ、アスパラガス、ゆり根、大根、メロン等） ・湧水（ふきだし湧水）
黒松内低地帯・狩場山系エリア 〔活動範囲〕 島牧村、寿都町、黒松内町	黒松内低地帯	・大平山 ・狩場山 ・北限のブナ（狩場山系、歌オブナ林 等） 等	・歌才湿原 等	・泊川 ・千走川 ・朱太川 要	景観	・北限のブナ林（新緑、黄葉） ・賀老の滝			
					食	・魚介類（ホッケ、しらす、カキ、アユ等） ・肉製品（牛、豚）、乳製品			
個別活動エリア（個別活動計画）		（上記 3 広域エリアごとに設定する拠点的な自然環境とのつながりを考慮しつつ、個別に設定）					（本計画に基づいて個別に設定）		

1-3 各活動区分のテーマ設定

ここでは、1-2 で整理した活動区分ごとの活動テーマを整理しました。個々の活動テーマは活動範囲の地域特性や活動内容等を踏まえて設定しました。活動の名称は、関連するイベントの開催やマスコミ等への広報、助成金・交付金等の申請などの様々な場面で活用されることを想定した表現にすることが想定されます。活動区分ごとの活動テーマ例と活動内容のイメージを以下に示します。

活動区分		活動テーマ例		活動内容のイメージ
全域活動		後志地域生物多様性プロジェクト (右記の活動テーマの総称)	後志の生物多様性PRプロジェクト	各町村の広報誌・WEBサイト、新聞等の媒体を通じて、後志地域の生物多様性に関する情報や協議会の取組等を継続的に発信
			後志地域外来種防除対策プロジェクト	特定外来生物（アライグマ、オオハンゴンソウ、ウチダザリガニ等）の情報収集とデータベースの更新
			後志のいきものプロジェクト	イトウの野生復帰、北限のブナ林の保全・再生、北限のアユの保全など、シンボルとなる生きもの生息・生息環境の保全と一体で取り組む農林漁業や観光などの地域産業の推進
			後志地域自然再生エネルギー普及促進プロジェクト	バイオマス（木材、草本、生ゴミ等）や水力等を活用した熱源や電力の確保
広域エリア活動 (重点プロジェクト)	積丹半島エリア	お魚を育む後志の豊かな海と森の再生プロジェクト	藻場の再生	
			環境保全型農業（有機・無農薬による農産物の生産拡大）など	
			広葉樹の森づくり	
	羊蹄山麓・尻別川流域エリア	イトウものぼる川づくり	砂防ダムや堰堤などの落差解消（ダムのスリット化、魚道の設置など）	
			川の自然再生（イトウの生息環境の再生につながる河畔林や瀬、淵の再生）	
			川の自然や生きものに優しいエコツアー、釣りの実施	
	黒松内低地帯・狩場山系エリア	北限のブナが育む森・里・川・海の恵みを活かした地域づくり	豊かな自然を活かしたエコツアー、環境教育の実施	
			地産地消の推進（森・里・川・海がもたらす自然の恵み（四季の食材）を活かしたメニューの提供）	
			ブナをはじめとする広葉樹の森づくりの推進	
個別活動		(本計画に基づいて各活動主体が個別に設定・計画)		

1-4 テーマ設定に基づく活動計画の策定

1-3 で整理したテーマ設定に基づいて各活動主体（自治体、市民団体、関係団体、事業者など）は、自らが取り組む生物多様性保全の活動を活動計画としてまとめ、当該活動計画に基づいた活動を行います。

活動計画は活動区分（65 ページ参照）に応じて、全域活動計画（後志地飯全域を対象とした計画）、重点プロジェクト（広域エリアを対象とした活動計画）、個別活動計画（各町村または各町村内の特定の地域などを対象とした計画）に 3 区分しました。各活動計画の概要を以下に示します。

（全域活動計画）

後志地域 14 町村を対象とする、後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に資する活動の計画です。後志地域生物多様性協議会の構成メンバーが中核となって活動することを想定しています。

（広域エリア活動（重点プロジェクト））

地理的な特性（山の稜線や分水嶺）によって区分され、同一区域内に森－里－川－海の全ての環境要素を含むエリアとして設定した 3 広域エリア（積丹半島エリア、羊蹄山麓・尻別川流域エリア、黒松内低地帯・狩場山系エリア）ごとに設定したテーマに基づいて行う活動です。
※重点プロジェクトは広域エリアごとに、当該エリアにおける森－里－川－海の健全なつながりを保全・再生するために必要な内容や要素を共通テーマとして設定し、当該テーマを踏まえて関係する主体が自主的に行う活動です。（例えば、開催時期や手法を統一して行う外来種の一斉駆除など）。

（個別活動）

本計画の第 3 章（後志地域の生物多様性に関する基本方針と目標）及び第 4 章第 2 節（個別活動計画）を踏まえて、複数の主体（自治体、市民団体、関係団体、事業者、個人等）の連携により、各町村または各町村内の特定の地域を対象に行う活動です。

※個別活動計画の内容については 69 ページ以降を参照。

第2節 個別活動計画

本計画の第3章（後志地域の生物多様性に関する基本方針と目標）及び本節（4章第2節 個別活動計画）を踏まえて、各町村の自治体やNPO、企業、学校等の2つ以上の主体が連携して行う活動を個別活動計画として本計画に位置づけます。

2-1 個別活動計画の活動内容例

後志地域の健全な森－里－川－海のつながりの保全・再生に資する活動は多岐にわたりますが、本計画では主に以下のようなテーマの活動を想定しています。

■後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に直接関わる活動

〔活動例〕

- ・自然度の高い森づくり（広葉樹林の再生、在来種による森づくりなど）
- ・希少種の保護
- ・外来種の防除
- ・人と野生生物との健全な関係の構築（野生生物の適正な個体数管理／エゾシカ等）
- ・トラスト手法による森林等の買い取り、借地による保全
- ・良好な水辺の再生（護岸された河川の再自然化、砂防ダムのスリットダム化など）
- ・藻場の再生

■自然の恵みの持続的な利活用に関する活動

〔活動例〕

- ・環境保全型の農業の推進（農薬や化学肥料の使用回避・軽減）
- ・再生産が可能な地域資源（木質・草本バイオマス）を活用した自然エネルギーの導入
- ・自然環境や生きものに優しい農法で生産された農林産物の地産地消（学校給食や飲食店、宿泊施設等での地域産農林産物の使用促進）
- ・農林水産業で発生する副産物の再利用（間伐材を活用したペレット燃料の生産、家畜糞尿や食品製造に伴って発生する残渣を使用した堆肥づくりなど）
- ・生物多様性保全に関する認証制度の検討（自然に優しい農法で作られた農産物や、自然を豊かにする取組が行われている地域でとれる農産物や魚介類であることを公的に証明するしくみの検討・導入

■地域の自然資源を活用した持続可能なエコツアー（修学旅行等を含む）

〔活動例〕

- ・自然環境と健康（スポーツ、リハビリなど）や芸術（絵画や写真、俳句など）などの新たな分野・視点を取り込んだ新たなエコツアーの企画・実践

■大学等の研究機関との連携

〔活動例〕

国や道などの機関や大学、博物館、企業などの研究機関等との連携による自然環境情報の蓄積・分析など（動植物や自然環境情報の調査及びデータベース化、活動の成果や効果の定量的な評価、自然の恵みを活かした商品やプログラムの開発など）

■教育・福祉における自然資源の活用

〔活動例〕

- ・学校教育における生物多様性に関する考え方・情報の周知（総合学習、生活科、課外学習等における環境学習、自然体験などの環境教育の推進）
- ・子どもたちや若い世代を対象にした自然体験、郷土料理等を伝える機会の創出
- ・病院や福祉施設等のリハビリ等での森などの自然環境の利用

■生物多様性に関する情報発信（広報活動）

〔活動例〕

- ・参加主体自らが管理する WEB サイト、Facebook、ブログ、機関誌等において、地域の生物多様性や、自らが関与する活動の内容を継続して紹介
- ・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等を通じた情報発信のほか、マスコミ各社との協賛・後援による関連イベントの開催等
- ・メーカーやコンビニエンスストア等との連携による、後方地域の自然環境や後志地域産の素材を原料にした新商品の企画や、環境や健康等に関する学会や国際大会などの誘致

■国や道への提案・要望活動

〔活動例〕

本計画に基づいて行う活動の推進に際して必要な措置（関連する制度や財政支援の適用など）について、活動の主体となる各町村や関係団体自らが中心となって行う国や道の関連機関への提案・要望活動。

2-2 個別活動の参加要件等

（個別活動計画の要件）

本計画に記載する個別活動計画は、以下の要件をすべて満たしていることを基本とします。

- ① 後志地域の健全な森－里－川－海のつながりの保全につながる活動であること。
※第 3 章第 1 節「後志地域の生物多様性に関する基本方針」に沿った内容であること。
- ② 2 つ以上の主体が参加する活動であること。
※後志地域生物多様性協議会と連携して行う活動も含みます。
※計画申請時にすべての参加団体に対して、当該活動に参加する旨の了解を得ていること（連携予定の場合は、予定と記載して協議会に申請すること）。
- ③ 当該個別活動計画に参加する団体や個人が主体的に行う活動であること。
- ④ 活動範囲に後志地域のいずれかの町村（本計画に参画する 14 町村のいずれか 1 町村以上）を含んでいること。
- ⑤ 活動の「区域（活動場所）」、「目標」、「内容」、「国または北海道との連携（のあり方）」、「活動期間」が明確になっていること。

（個別活動計画の位置づけ等について）

個別活動計画は、協議会での承認を経て計画に記載されます。後志地域地域連携保全活動計画は環境省、国土交通省、農林水産省の 3 省が所管する生物多様性地域連携促進法に基づく法定計画です。今後、個別活動計画を進める際には、環境省だけでなく、国土交通省や農林水産省への提案・申し入れや、関連する事業等との連携、関連する交付金や補助金を活用した活動の展開などが考えられます。

なお、地域連携活動計画の策定後（平成 26 年 4 月以降）に、新規に策定された個別活動計画は、後志地域生物多様性協議会の承認を経た後に、個別活動計画として地域連携活動計画（本計画の第 4 章第 2 節）に追加記載します。

2-3 個別活動計画

2-2 に基づいて各活動主体が策定した個別活動計画を次ページ以降に記載しました。

個別活動計画（平成26年3月末現在）

エリア	計画の名称	活動場所等	活動主体 ※太字は中核となる活動団体	活動期間	活動の内容	活動の目標	保全・再生の目標とする 自然環境及び野生生物		国や道との連携	生物多様性地域 連携促進法の特 例措置の適用
							自然環境	野生生物		
積丹半島	(1)学習会、講演会等の企画、実施 (2)積丹の森・川・海のつながり研究 (3)余別・海HUGくみたい活動支援 (4)「さくらます祭り」講演会 (5)サクラマスサンクチュアリセンター展 示解説を通じた普及活動	〔活動場所〕 積丹町、積丹町サクラマ スサンクチュアリセンター 〔活動場所の状態〕 河川	・ 積丹町サクラマスサンクチュアリセン ター ・積丹町 ・後志総合振興局 ・積丹町観光協会 ・余別・海HUGくみたい	平成26年度以降	環境教育の拠点施設である「積丹町サクラマ スサンクチュアリセンター」を核とした普及啓発活 動(小学生や一般見学者等)をはじめ、積丹町 の森ー里ー川ー海のつながりの保全・再生に関 する活動(藻場の再生、外来種の分布状況調 査、サクラマスの生息環境調査等)の企画、実 施を通じて、生物多様性保全に対する機運の向 上を図ります。	各種の環境教育プログラムの企 画・実施を通じて、地域の生物多様 性についての普及啓発を図ります。	余別川	サクラマス	森・川・海のつながり研究 等の推進に際して、道（後 志相応振興局）の連携を 図り、情報の共有等を図 ります。	なし
羊蹄山麓・ 尻別川流域	(1)環境自治体会議ニセコ会議分科会運 営 (2)イトウ見まもり隊活動 (3)イトウ親魚畜養施設の建設・運営	〔活動場所〕 ニセコ町、倶知安町 〔活動場所の状態〕 河川	・ 尻別川の未来を考えるオビラメの会 ・ニセコ町 ・倶知安町	平成26年以降 (1)は平成26年5月 22～24日。 (2)及び(3)は平成 26年4月以降。	オビラメの会の「オビラメ復活30年計画」(2001 年策定)の一環として実施します。 (1)環境自治体会議ニセコ会議では、イトウ再 導入の成果を報告するほか、遡上親魚見学な どのフィールドワークを実施します。 (2)「見まもり隊活動」では、5月初旬から下旬 にかけて、産卵遡上河川で、親魚を保護するた めの観察と監視および見学者への解説を行 ないます。 (3)「畜養施設建設・運営」では、町内の有鳥記 念公園で飼育施設を新造します。	絶滅危惧種イトウ尻別川個体群 の保全のため、(1)正確な情報を できるだけ公開し、再導入実験に対 する理解と協力を求めます。(2)流 域にわずかに残る貴重な繁殖環境 を保全します。(3)イトウ再導入体 制の基盤を固め、町内外のみな さへの情報発信基地としての機能 も持たせます。	—	イトウをアンブレ ラ種とする尻別 川水系生態系	河川管理者(北海道)との 綿密な調整のうえで実施 します。	なし
	(1)水生昆虫観察会 (2)森と緑の会	〔活動場所〕 ニセコ町 〔活動場所の状態〕 河川、森林	・ ニセコ町 ・尻別川の未来を考えるオビラメの会	平成26年以降	尻別川支流における水生昆虫観察会、森林観 察会などの各種プログラムの企画・開催を通じ て、環境保全に関する普及啓発を促進します。	各種の環境教育プログラムの企 画・実施を通じて、地域の生物多様 性についての普及啓発を図ります。	尻別川	—	—	なし
	展示等を通じた普及啓発活動	〔活動場所〕 ニセコ町 〔活動場所の状態〕 ニセコ積丹小樽海岸国定 公園	・ ニセコ町五色温泉インフォメーション センター ・ニセコ町	平成26年以降	高山植物などのパネル展や野外観察会を開催 し、自然環境に関する普及啓発を促進します。	自然環境保全に関する普及啓発を 図ります。	ニセコ山系	—	—	なし
	自然度の高い在来の森づくり 特定外来生物、オオハコギリソウ除去活 動	(活動場所) 倶知安百年の森・羊蹄山 麓 (活動場所の状態) 森林	・ 百年の森ファンクラブ ・倶知安町 ・倶知安町教育委員会 ・倶知安森の町民会議 ・羊蹄山麓森あそび隊ホタレンジャー (協力) 地域住民、自衛隊倶知安駐屯地ボラン ティア他	平成13年から100年 間 ※計画期間後も継 続して活動を実施。	自然度の高い在来の森づくりを定期的に地域 の皆さんとともに実践します。特に、夏季は外来 種の除去活動を集中して実施します。 当面は倶知安町百年の森をフィールドとして 森づくり・外来種除去の有効な方法を確立し、そ の方法を基に羊蹄山麓の森林地区に応用しま す。 「森づくりは人づくり」をモットーに普及・啓発活 動を行い、地域の皆さんの理解と参加の輪を広 げます。	地域に根差した自然度の高い在来 の森を健康な状態に保ち、次世代 への贈り物とする活動を継続。	羊蹄山麓の 自然林	羊蹄山麓に自 生する動植物	活動に際し、北海道からP R協力をいただく形を想定 しています。 。北海道の「北の里山制 度」に登録済。	国立公園内(羊蹄 山麓)の外来種除 去に関する手続き の簡素化について 検討。
	一級河川喜茂別川清掃活動	〔活動場所〕 喜茂別町 〔活動場所の状態〕 河川	・ 喜茂別町 ・喜茂別町歩こう会	平成26年～平成35 年 ※計画期間後も継 続して活動を実施予 定。	地域住民の親水や景観に配慮した地域づくりを 行うとともに、河川に生息する生物の生息環境 保全を目的とします。併せて、釣りや観光の資 源として町外へ魅力を発信していきます。	継続した河川環境の維持を行いま す。	喜茂別川	河川及び周辺に 生息する生物全 般	河川の適正な維持管理に 関する道との協定を締結 しており、引き続き同協定 に基づく維持管理を行いま す。	なし

※一覧表のなかの「—」については本計画策定時(平成26年3月時点)で検討中または未定のものを表しています。

個別活動計画（平成26年3月末現在）

エリア	計画の名称	活動場所等	活動主体 ※太字は中核となる活動団体	活動期間	活動の内容	活動の目標	保全・再生の目標とする 自然環境及び野生生物		国や道との連携	生物多様性地域 連携促進法の特 例措置の適用
							自然環境	野生生物		
羊蹄山麓・ 尻別川流域	企画展示を通じた普及啓発活動	〔活動場所〕 蘭越町 〔活動場所の状態〕 尻別川流域	・ 蘭越町貝の館 ・ フィッシュアンド名駒 ・蘭越町	平成26年以降	環境教育の拠点施設である「蘭越町貝の館」を核とした普及啓発活動（貝類等の海洋生物の展示解説）、化石をテーマにした体験型企画展示の開催を通じて、海洋の生物多様性についての普及啓発に取り組みます。 また、町内の「フィッシュアンド名駒」では、企画展示を通じた身近な自然に関する情報発信のほか、昆虫をテーマにした観察会・講演会等を開催します。	各種の環境教育プログラムの企画・実施を通じて、地域の生物多様性についての普及啓発を図ります。	－	日本海、尻別川流域の貝類	－	なし
	企画展示、総合的な学習の時間を通じた普及啓発活動	〔活動場所〕 倶知安町 〔活動場所の状態〕 倶知安町全域	・ 倶知安町風土館	平成26年以降	環境教育の拠点施設である「倶知安町風土館」を核とした普及啓発活動（ふるさと探訪等の企画開催、小中学校の総合的な学習の時間を活用した各種環境教育プログラムの実施等）を行いません。	各種の環境教育プログラムの企画・実施を通じて、地域の生物多様性についての普及啓発を図ります。	－	－	－	なし
黒松内低地帯・ 狩場山系	島牧村「森・川・海づくり」植樹会	〔活動場所〕 島牧村(賀老地区) 〔活動場所の状態〕 森林	・ 島牧村 ・島牧漁業協同組合 ・後志森林管理署 ・後志総合振興局 ・島牧小学校 ・南しりべし森林組合	平成26年～平成35年 ※計画期間後も継続して活動を実施。	近年、地球温暖化による異常気象が発生し、全国的に豪雨災害より住宅が損壊したり農作物に影響が見受けられるようになっています。また、土砂流出による河川汚濁のため、魚の生育環境が悪くなりつつあり、漁業経営にも影響を与えています。このため、千走川上流の賀老地区に関係機関と協力し植樹運動を進め、豊かな森づくりを形成することにより、被害を減少させ、安心して生活できる環境をつくりだすとともに、豊富な養分を海に還元し漁業の発展につなげます。	平成19年度からミズナラ・ブナなど約200本を毎年植樹していますが、今後は、参加者及び植樹の数を増やして、地道に森づくり運動を進めます。 ノウサギ等による食害が見られることから被害軽減に努めます。	－	－	－	なし
	企画展示を通じた普及啓発活動	〔活動場所〕 黒松内町 〔活動場所の状態〕 歌オブナ林周辺	・ 黒松内町ブナセンター ・町内の小中学校	平成26年以降	環境教育の拠点施設である「黒松内町ブナセンター」を核に、自然観察会や講演会、ブナ林散策等の各種環境教育プログラム等を開催します。	各種の環境教育プログラムの企画・実施を通じて、地域の生物多様性についての普及啓発を図ります。	歌オブナ林	－	ブナ林の保護・利活用に関して林野庁や道等と連携し、情報の相互共有を図ります。	－

※一覧表のなかの「－」については本計画策定時（平成26年3月時点で）検討中または未定のものを表しています。

第 5 章 計画の推進と役割分担

第 1 節 推進体制(後志地域生物多様性協議会)

この計画に掲げた取組の推進には地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、取組を推進する実行組織として自治体、民間団体、住民、事業者、有識者、研究機関（大学や博物館等）などで構成する後志地域生物多様性協議会を設置し、それぞれの役割と責任において取組を協働して進めます。

第 2 節 各主体との役割分担及び連携・協働

(町村)

各町村毎（独自）の取組に加えて、計画に基づき関連する施策や、後志地域生物多様性協議会の検討結果を受けて、関連する施策や個別事業を推進するほか、市民団体や住民、事業者等が本計画に記載された活動を協働して進めるための必要な支援（財政措置等）に努めます。広域かつ長期的な視点から取り組む必要がある施策や事業については、関係団体や周辺自治体、道、国との連携を図りつつ取組を進めます。

(民間団体)

これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から完了、その後の展開に至る一連の取組に積極的に関わります。また、取組を円滑に進めるために、自治体とともに関係主体間の連携を図ります。

(住民)

一住民として活動計画の作成段階から参加するとともに、生活者の視点から取組を具体化し、持続していくうえで必要なアイデアの提案などを行います。また、町内会や自治会などの、地域に根ざした活動を行った経験を踏まえて、住民同士の情報共有を図り、地域の住民が主体的に取組に参加する機会をつくります。

(事業者)

本業における生物多様性保全とその持続可能な利用に関する取組を継続するためのしくみづくり・環境づくりに取り組みます。また、本業や CSR 活動を通じた計画への積極的に参加します。

（有識者、研究機関）

後志地域生物多様性協議会の運営や、各町村の担当窓口に寄せられた問い合わせ等に関する相談や助言等のほか、本計画に掲げた計画の実施または計画内容の見直しに際して、必要な基礎情報や専門的な知見や技術の提供等を通じて連携を図ります。また、後志地域生物多様性協議会との連携のもと、博物館やビジターセンター等の拠点施設を通じて、後志地域の生物多様性に関する情報の継続的な発信や、地域の生物多様性保全の取組の担い手育成の支援を行います。

第3節 取組の達成状況に応じた計画の見直し（順応的な対応）

この計画は、生物多様性国家戦略及び北海道生物多様性保全計画等を見直しに合わせて、進捗状況の確認を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。また、この計画に掲げた個別の取組及び関連する取組については、取組を行う町村の所管計画の見直しに合わせて、必要に応じて内容の見直しを行います。

後志地域生物多様性協議会 委員名簿（平成26年3月末現在）

（任 期）自：平成24年2月／至：平成26年3月

（委員数）協議会50名、幹事会15名

町村・団体名等	氏名 及び協議会の役職	所属	幹事会委員	備考
島牧村	天満晴彦	島牧村産業課 課長	○	
	波多野信夫	島牧村農業振興会、島牧で楽しむ会		
	野上儀廣	島牧村漁業協同組合		
寿都町	森本昌和	寿都町産業振興課 主幹	○	
	木村親志	寿都町漁業協同組合 専務理事		
	土開直樹	寿都町産業振興課 農政係		
	櫻井隆丞	寿都町産業振興課 水産係		
黒松内町	鈴木浩勝	黒松内町環境政策課 課長	○	
	畑井信男（副会長）	朱太川漁業協同組合 組合長		
	富田重義	農業		
蘭越町	北川淳一	蘭越町総務課 参事	○	
	牛尾広之	南しりべし森林組合 参事		
	山崎友資	蘭越町総務課 学芸員		
ニセコ町	福村一広	ニセコ町企画環境課 課長	○	
	池田郁郎	ペンションふきのとう		
	南 重光	ニセコアウトドアセンター		
	桜井幸則	企画環境課 係長		
真狩村	長谷川斎	真狩村総務企画課 参事	○	
	守谷文夫	猟友会倶知安支部真狩部会 部会長（農業）		
	後藤 進	御保内みどり会 会長（農業）		
留寿都村	武田 斉	留寿都村産業課 課長	○	
	松下靖彦	留寿都村企画課 課長		
	鈴木 忍	ようてい農業協同組合留寿都支所 支所長		
喜茂別町	大上直樹	喜茂別町総務課企画室 係長	○	
	梅田 滋（監事）	コミュニティ有限会社		
	宮本弘夫	無職		
京極町	遠藤義弘	京極町企画調整課 課長	○	
	山田光紀	京極町企画調整課 係長		
倶知安町	沼田昭宏	倶知安町総務部企画振興課企画係 係長	○	
	岡崎克則	倶知安町教育委員会社会教育課倶知安風土館 館長		
	宮崎 守	百年の森 管理人		
神恵内村	玉川量規	神恵内村産業建設課 課長	○	
	池本剛幸	古宇郡漁業協同組合 課長		
	板倉宏至	神恵内村産業建設課 水産農林係長		
積丹町	西川 源	積丹町農林水産課 課長	○	
	小池 均幸（監事）	東しゃこたん漁業協同組合管理部 次長		
	河村 博	積丹町農林水産課 環境生態系保全技術指導員		
	福田将人	積丹町農林水産課 主事補		
古平町	小玉正司	古平町総務課 課長	○	
	村上 豊	古平町産業課 課長		
	佐藤昌紀	ふるびら自然を守る会		
	高野智弥			
仁木町	林 典克	仁木町建設課 課長	○	
	川北 亨	仁木町農政課 課長		
	天野信文	余市郡漁業協同組合鮎部会 会長		
オビラメの会	草島清作	オビラメの会 会長		
	平田剛士	オビラメの会 事務局	○	
学識経験者	柿澤宏昭（会長）	北海道大学大学院農学研究院 教授		
	辻井達一（前 会長）	前 北海道環境財団 理事長		（任期） 自：平成24年2月 至：平成25年1月（逝去）
オブザーバ	太田 貴智	環境省北海道地方環境事務所 国立公園保全整備課 公園計画専門官		（任期）自：平成25年4月
	椿原 匠	後志総合振興局環境生活課 係長		

計画策定の経過(平成23年12月～平成26年3月)

平成23年12月27日	後志地域生物多様性協議会 準備会（第1回幹事会） 〔会場〕ニセコ町役場 会議室 〔主な議題〕各町村の生物多様性保全の取組事例（情報交換）、協議会規約（案）の作成、委員選出 ※6町村（島牧村、寿都町、黒松内町、ニセコ町、喜茂別町、積丹町）の担当者による協議会設立に向けた規約、委員構成等に関する実務担当者会議。
平成24年2月2日	後志地域生物多様性協議会 設立総会（第1回協議会） 〔会場〕後志総合振興局 3階1号会議室 〔主な議題〕協議会の規約策定、役員選出、平成23年度事業計画案及び予算等 ※6町村（島牧村、寿都町、黒松内町、ニセコ町、喜茂別町、積丹町）の関係課・関係団体、及び1広域活動団体（オビラメの会）、2学識経験者（辻井達一氏、柿澤宏昭氏）が参加。
7月23日	後志地域生物多様性協議会 幹事会（第2回幹事会） 〔会場〕倶知安町役場 会議室 〔主な議題〕第2回協議会議案、平成24年度委員、意見交換
8月8日	後志地域の生物多様性の保全・再生に関する勉強会 〔会場〕倶知安町公民館 2階中ホール 〔参加者〕25名 〔講師・内容〕 ・柿澤宏昭氏（北海道大学大学院農学研究院 教授） 「国内外の生物多様性保全の取組事例について」 後志地域生物多様性協議会 第2回協議会 〔会場〕倶知安町公民館 中ホール 〔主な議題〕平成23年度事業報告及び決算、平成24年度事業計画案及び予算等 ※14町村（島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町）の関係課・関係団体、及び1広域活動団体（オビラメの会）、1学識経験者（柿澤宏昭氏）が参加。
12月4日	後志地域の生物多様性の保全・再生に関する勉強会 〔会場〕蘭越町役場 3階会議室及び尻別川河口周辺 〔参加者〕24名 〔講師・内容〕 ・津村憲氏（東海大学海洋生物科学科 教授） 「寿都湾の魚類から生態系の多様性を知る」 ・山崎友資氏（蘭越町総務課 学芸員） 「蘭越町沿岸の貝類層から見る生物多様性と巻き貝の種内における遺伝的特性」 後志地域生物多様性協議会 第3回協議会 〔会場〕蘭越町役場 3階会議室 〔主な議題〕既存の生物多様性保全の取組、後志地域地域連携保全活動計画（案） 等
平成25年2月21日	後志地域生物多様性協議会 第4回協議会 〔会場〕羊蹄山ろく消防組合消防本部 2階会議室 〔主な議題〕地域連携保全活動計画の概要について、後志地域地域連携保全活動計画（案）について、希少種・外来種データベースについて 等
2月28日	後志地域の生物多様性の保全・再生に関する現地見学会 〔会場〕朱太川（黒松内町丸山橋周辺）、尻別川（倶知安町内） 〔参加者〕19名 ・朱太川のカワシンジュガイ生息地、尻別川のイトウ産卵床の現場見学。 地域連携保全活動計画に関する意見交換会 〔会場〕倶知安風土館（倶知安町） 〔参加者〕19名 〔主な議題等〕尻別川におけるイトウ保全の取組（話題提供）、後志地域地域連携保全活動計画（案）

6月26日	後志地域生物多様性協議会 幹事会（第3回幹事会） 〔会場〕 倶知安町役場 会議室 〔主な議題〕 会長の選任、総会議案、今後の予定 等
8月27日	後志地域生物多様性協議会 第5回協議会 〔会場〕 羊蹄山ろく消防組合消防本部 2階会議室 〔主な議題〕 後志地域地域連携保全活動計画（案） 等
9月27日	後志地域生物多様性協議会 第6回協議会 〔会場〕 倶知安町公民館 2階中ホール 〔主な議題〕 後志地域地域連携保全活動計画（案） 等
10月11日	地域連携保全活動計画策定予定団体 意見交換会 〔会場〕 南部労政会館 第三会議室（東京都品川区） 〔主な議題〕 地域連携保全活動計画の作成団体からの報告と意見交換 等 〔参加自治体〕 12市町村 ※後志地域生物多様性協議会事務局（黒松内町）が出席。
11月13日	後志地域生物多様性協議会 幹事会（第4回幹事会） 〔会場〕 倶知安風土館 会議室 〔主な議題〕 構成団体の役割分担、平成26年度以降の会計等、地域住民説明会 等
12月4日	地域連携保全活動計画案に関する地域住民説明会（倶知安会場） 〔会場〕 倶知安町公民館 2階中ホール 〔参加者〕 10名 〔主な議題等〕 後志地域地域連携保全活動計画（案）
	地域連携保全活動計画案に関する地域住民説明会（黒松内会場） 〔会場〕 黒松内町 環境学習センター 〔参加者〕 10名 〔主な議題等〕 後志地域地域連携保全活動計画（案）
12月5日	地域連携保全活動計画案に関する地域住民説明会（積丹会場） 〔会場〕 積丹町役場 3階会議室 〔参加者〕 13名 〔主な議題等〕 後志地域地域連携保全活動計画（案）
平成26年2月20日	後志地域生物多様性協議会 第7回協議会 〔会場〕 黒松内町 環境学習センター 〔主な議題〕 後志地域地域連携保全活動計画（案）、計画策定に向けた今後の進め方 等

後志地域地域連携保全活動計画
後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に向けて

平成 26 年 3 月発行

後志地域生物多様性協議会

(事務局) 〒048—0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302—1
黒松内町 環境政策課
電話 0136—72—3374

(編 集) 公益財団法人 日本生態系協会



後志地域地域連携保全活動計画

後志地域の森－里－川－海のつながりの保全・再生に向けて

平成 26 年 3 月

後志地域生物多様性協議会